おぼえがき資料通報

軍 邦

部隊索引	担任	地区	区分

A 資料提供者

- 詳細な本人との関係:
- 所属(職域名):
- 現住所:
- 階級(職名):
- 氏名: [redacted]
- 本籍:

B 未帰還者資料

詳細な状態	場所	時期	所属部隊(職域又は住所)
右人は経理兵で本部にいた平素病弱な兵であったので入院しても医療設備もなく粗悪な給養のため病院生活に堪へ得ず死亡したものではないかと思ふ	ブラコフエ	昭和20年10月16日	(甲) 乙 1中
甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	

区分: 入院

甲 乙 丙

留守宅 | 本籍 [redacted] (甲)乙

- 届 有 無
- 役種(現召)
- 兵種(職業)
- 階級(職名)
- 氏名 [redacted] 甲 乙
- [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生 甲 乙
- 当時 才

摘要

入手経緯

時期 30 2 9

官公署 [redacted]

調製

C 所見

索引 有 無 済 | (戦)(ム)(中)(収) | 番号

1949

戦時死亡現認証明書

請求 昭和二十八年 月 日 昭和 年 月 日

現認者所属 満洲第八三二部隊

官氏名印 陸軍兵長 [redacted]

區分	記事
本籍地	[redacted]
所属部隊	満洲第八三二部隊
役種徴集年	現役 昭和十九年徴集
兵種官等級(身分發令年月日給額)名	陸軍伍長
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
留守担当者住所	[redacted]
同氏名	[redacted]
死亡年月日時及場所	昭和二十年十月三十日 時 分 死亡
死亡場所	ソ聯 [illegible]

[illegible] 濟

ス-16

1950

戰地到着年月日	昭和十九年八月七日（寧安）出發
勤務ノ概要	昭和二十年六月[illegible]満洲第一二六〇八部隊（[redacted]隊）ニ転送 昭和二十年[illegible]満洲第八三三二部隊附
受傷（罹病）年月日時	昭和二十年十一月十六日 時 分
受傷（罹病）場所	満洲牡丹江ヨリソ聯ヘノ列車中
傷（病）名	急性腸膜炎
受傷（罹病）ノ状況	昭和二十年十一月十五日牡丹江出発ソ聯ニ輸送セラレタル（被輸送途中）腹痛ヲ訴ヘ
戰死（病死）ノ状況	昭和二十年十一月二十日ソ聯ノ收容所ニ於テソ聯側監視ノ下ニ通報 十一月二十五日中隊全員葬儀ヲナシ[illegible]埋葬セリ

右證明ス

昭和二十二年 月二十五日

右原本ト相違無キ事ヲ證明ス

[redacted]

2-13

1951

おぼえがき
資料通報

索部引隊		担任		地区		区分

A 資料提供者

昭和　年　月　日上陸	
本人との関係（詳細に）	
所属	
階級	
氏名	[redacted]
現住所	[redacted]
本籍	
上陸地	舞鶴佐

B 未復員者資料

状態（詳細に）	場所	時期	所属部隊
輸送途中左手拇指を刺傷し同箇所が化膿し凍傷と成り、部隊と同一行動がとれなかつた為、ブラゴエチェンスクの病院に入院予定の名目を以て離隊す。	ブラゴエチェンスク	昭和20年10月初日	中國 独歩31大
㊥・乙・丙	㊥乙丙	㊥乙丙	㊥乙

区分	
甲乙丙	

摘要

留守宅	本籍 [redacted]
甲乙	[redacted]
甲乙	

留	㊒　無
（現・召）役種	補
兵種	歩
（所）階級（前）	一
氏名	[redacted]
年月日生	[redacted]
甲乙	
当時	才

[illegible] 名 昭和22 3

官公署 [redacted]

所世話課

C 所見

索引	有　無　済	逆　中　収　忠　派	番号

1952

1953

死亡現認證

所屬部隊
- 固有名：華中航空路部隊
- 通稱號：

徵集ノ從軍役種兵種階級ノ沿革
- 年
- 役：予
- 兵：航
- 原才爭

[redacted]

本籍地：[redacted]

留守
- 現住所：同右

担當者
- 續柄氏名：兄 [redacted]

死沒者略歴

入營（應召）年月日	內地港灣出發年月日	外地港灣到着年月日	主要作戰名及期間並ニ其ノ時ノ職務
昭17.10.1 現役入營			華中航空路部 漢口 支所長
階級進級	年月日	（入營應召ニヨリ記入）	其ノ他

死亡認定

- 死亡年月日時：[illegible]年十二月二十[illegible]
- 死亡時ノ職：小隊長

[illegible]

25-12

1954

死亡理由（傷病名）

[illegible]栄養失調ニヨリ死亡 甲

功績（金其每否）

死亡前後ノ状況（本人並ニ所属部隊）承徳収容所長[redacted]殿ハ偶然奉天ニ於テ捕虜トシテ一緒ニナリ死亡場所ノ収容所ニ確カ十二月頃到着
環境気候風土ノ不良ト長途ノ輸送ニ疲レラレ中尉殿ハ重加療ヲ
当時部隊本部ノ一部ノ者ハ何回カ本部ノ一部ノ者ト[illegible]カラ
中ノ所十二月[illegible]死亡セラレタリ
又清死セシタ約四ケ月作業中部向ニ七百五十名中
三百名死亡セラレタル情報ナリ

死亡認定ノ理由 甲
3. 他人ヨリ聞ク 情報ナリ 其他
1. 目認
5. 死体埋葬

右之通リ認定ス

所属部隊名 満洲第一九四部隊本部
現住所 [redacted]
官等氏名印 陸軍々曹 [redacted] (印)

備考 1. 判明セル所ハ成ルベク詳シク記載セラレ度シ
2. 死亡認定ノ理由ニハ確度（例ヘバ 昭20.12.3. 甲）ヲ示サレ度シ 甲ハ確実、乙ハ記憶ウスキモノ
丙ハ他人ヨリキクモノ

現認證

所屬固有名 部隊通稱號：第一六六七二部隊 第二百飛行場大隊 中隊

官職 役種 兵種 階級 氏名：昭11年 補役 補船 上等兵 [redacted]

本籍地：[redacted]

留守担当者 現住所：[redacted]

続柄氏名：妻 [redacted]

死殁者略歴

發令官廳名年月日	支屠第三十八部隊 昭和十九年二月四日
内地港灣出發年月日	
外地港灣到着年月日	
主要作戰名及期間並ニ其ノ時ノ職務	
階級進級年月日（入營應召ヨリノモノヲ記入）	昭20 7 1 上等兵
其ノ他	

9-11

死亡区分（戦死、戦病死、事故死）[illegible]

死亡理由（傷病名）	栄養失調
功績（含褒賞）	有・無

死亡前后ノ状況（本人並ニ所属部隊ノ一[illegible]）

[illegible]収容所ニテ第五大隊ニ編成サレ二十年十月十八日興南収容所ニ移駐同年十一月十八日興南収容所出発ロシヤ輸送船ニテシベリヤ木ナホトカニ上陸同月二十二日伊留軍ニテスーナヤン二向フ二十五日スーナヤンニ到着ト共ニ病院ニ入院セシメラレシカ同月二十九日死亡ス

死亡認定ノ理由

（ハ）目認　ス 死体埋葬　ヨ 他人ヨリ聴ク　ニ 其他（　　）

右之通り認定ス

所属部隊 [redacted] 隊 第一六六七二（第二百飛行場大隊）

現住所

官等氏名印

備考

ノ判明セル所ハ成ルベク詳シク記載セラレ度シ

ス死亡認定ノ理由ニハ其ノ確度如何（ハ昭和十九年十月三日甲）ヲ示サレ度

甲 確実ナルモノ　乙 記憶ウスキモノ　丙 他人ヨリキクモノ

9-142

1957

船名　昭和　年　月　日　上陸地支部 33-13

[redacted]第一吾話聯分遣隊の

死亡者覚書

所属部隊	第二航空通信聯隊
階級・氏名	伍長 [redacted]

所属部隊	第二航空通信聯隊
死亡時の官等級	一等兵
氏名	[redacted]
死亡区分	死亡
死亡者の本籍地（留守担当者の住所氏名）	[redacted]
死亡年月日及時刻	昭20.12.?
死亡場所	ハバロフスク収容所
死亡事由	急性肺炎
遺骨遺留品の状況	不明
確度	甲
確度決定の理由	自ら死を確認

現認証明書

本籍地	[redacted]
所属部隊	第二航空軍第十一(航空情報)隊第二中隊([redacted]隊)
兵種官等級氏名	飛行兵一等兵 [redacted]
発病場所	満洲ペアユー地区第一一六収容所
受傷年月日	昭和二十年十二月 (牧丹江省寧大隊ニ在リテ発病ト推定)
傷病死名	急性腸炎
死亡場所	第一一六収容所
死亡区分	病死
死亡年月日	昭和二十年十二月
摘要	終戦當時本部隊ニテ東寧分隊ニ二十年十一月一日ニ派遣セラレシ戦友某

右確認したる事を證明す

昭和二十三年十二月十日

現認者

現住所 [redacted]

所属部隊 第二航空[redacted]第一中隊

氏名 上等兵 [redacted]

44-丙

1959

送　　放　　波　　中

[redacted]

1960

現認

項目	内容
所属部隊 固有名	満州第二九飛行場大隊補給中隊
所属部隊 通称号	満州第九一九九部隊
[illegible]	[illegible]
本籍	[redacted]
階級	昭和二〇年 現 飛行 兵長 伍
氏名	[redacted] 年 月 日生 [redacted]
留守宅現住所	[redacted]
担当者続柄氏名	父 [redacted]

死亡者略歴

項目	内容
入営(応召)年月日 部隊名 内地港湾出発年月日	昭和二十年四月一日中部第五七六部隊(滋賀県八日市)入隊、仝月八日仝隊出発、仝月十日九州博多港出発
外地港湾到着年月日	昭和二十年四月十日(出発仝日) 釜山港到着
主要作戦名及期間並ニ其ノ間ノ勤務	主要ナル作戦ニ参加シタルコトナシ 専ラ現役兵ノ教育ヲ受ク。但シ昭和二十年六月一日ヨリ満州第十三飛行場大隊ニ入隊 … 修業
階級進級年月日(入営応召ヨリノモノヲ記ス)	昭和二十年四月一日陸軍二等兵 仝年六月一日幹部候補生試験ニ合格 仝日上等兵 昭和二十一年一月六日陸軍伍長
其ノ他	

死亡認定

項目	内容
死亡年月日	昭和二十一年一月七日 … [illegible]
死亡場所	シベリヤ … レニンスク キロワ炭鉱ニ於テ採炭作業 [illegible]

昭和二十年十月五日満州出発　仝十二月八日現地到着　抹炭作業ニ従事中発病

死亡認定ノ理由　甲（昭和二十年十二月二十日発病翌二十二年一月七日死亡迄戦友トシテ看病ニ最善ヲ尽シタル初ナク死亡シタリ）

ノ目認ニ依ル死体埋葬ヲ他人ヨリ聴キ未ダ知ラズ

右之通リ認定ス

所属部隊　元満州第二十九飛行場大隊

現住所

官等氏名印　元陸軍上等兵

備考

イ　判明セル所ニ依ルベク詳シク記載セラレ度シ

ロ　死亡認定ノ理由ニハ其ノ確度（例ヘバ昭和十九年十月二日甲ノ確実ナルモノ、乙ノ記憶ヲ失ヒタルモノ、丙他人ノ

17-13

1962

現認証明書

[redacted] 地方世話部

死亡者

項目	記載
所属部隊	満洲第一六〇一部隊
本籍地	[redacted]
徴集	昭18
役種	現
兵種	航
死亡前階級	上等兵
死亡後階級	
氏名	[redacted]
死亡年月日時	昭和21年1月24日8時30分
死亡場所	タイセットヤ収容所
死亡区分	戦病死
死亡事由	肺結核
留守宅住所氏名	[redacted]
續柄	父

死亡當時の状況

昭和二十一年一月二十日頃タイセットヤ収容所ニ於テ発病（肺結核）同収容所医務室ニ入室療養セルモ二十一年一月二十四日朝病勢悪化シ死亡ス

死歿者との關係

同部隊附

遺骨、遺品、遺書の有無：遺骨 無、遺品 無、遺髪 無、遺書 無、遺留品 無
遺品一、遺髪二ハ帰還者ニ託セリ

右現認證明致します

昭和22年8月1日

現認者

本籍	現住所	所属部隊	官等氏名
[redacted]	[redacted]	満洲第一六〇一部隊（第五錬成飛行隊）	陸軍上等兵 [redacted]

大川納

18-12

1963

死亡現(確)認証明書

（裏面記載上の注意を見て書いて下さい（※及び裏面の各欄は記載に及びません又書き方がわからない点がありましたら遠慮なく調査官に聞いて下さい））

死亡者の資料

欄	記載
所属部隊（固有通称）	独工40連
細部所属	
地区局面 ※	ブカチヤ／ヘ 中央病院
役種 兵種	工
死亡時の階級	一
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生
本籍地	[redacted] 都道府県 [redacted]
留守担当者現住所	
留守担当者	続柄（養父） [redacted]

区分	内容	確度
死亡諸元 死亡日時	昭21. 1. 15.	※甲
死亡場所	ブカチヤ／ヘ 中央病院	※甲
傷病名	発疹チブス	※甲
発病時	昭21. 1. 5.	※甲
死亡区分	戦病死	※甲
遺骨及び遺髪の処理	現地埋葬	
遺留品の処理	なし	

資料提供者

欄	記載
死亡を知った方法	自分が死亡の報告を受けて死亡者連名簿を作製した
死亡者との関係	同部隊 同収
現住所	[redacted]
所属部隊	独工40連
階級氏名	衛[redacted]

死亡当時の状況及び参考資料

本名は同収容所で一緒に作業していたが昭21.1.5.発疹チブスに罹り中央病院に入院後病状極度に悪化し昭21.1.15.同病院に於て死亡す。
死亡直後病院より報告を受け自分が死亡者連名簿に記入した
尚本人の写真はないが特徴等を対照するに本人に間違いなし

確度 甲

1964

(写)

現認（事實）證明書

本籍地 [redacted]
所屬部隊 固有名 山砲二五聯隊 通称名 朝鮮二六八部隊
徴集年 昭一九 役種 現 兵種 山砲
官等級（昭和二〇年七月一七日發令）氏名 一等兵 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

一、死亡年月日時分 昭和二一年一月一七日 〇七時〇〇分
二、死亡區分及傷病名 平病死（自殺）
三、死亡場所 ソ領セオフク地区第七收容所ムラベーカ收容所内
四、死亡狀況

五、遺骨及遺留品の有無並に處置（狀況） 遺髪持参
六、死亡に關する書類の有無 無し

右の通り相違ない事を證明する

昭和二二年四月二五日 元所屬部隊（固有名）山砲二五聯隊
（通称名）朝鮮二六八部隊
現住所 [redacted]
舊職官等氏名 一等兵 [redacted] 印

一、死亡者本籍地
二、留守擔當者の住所竝續柄氏名

右の通り相違ないことを證明する

昭和　年　月　日

縣　郡　市町村長　印

102ｰ16

1965

死亡現認証明書

項目	内容
死亡者所属部隊名（固有名・通称號）	満洲第八三五三部隊
當該年徴集兵種（徴集年）	十八年
役種	現役
兵種	通信兵
官等（死亡前）	陸軍伍長 二十年[illegible]
官等（死亡後）	陸軍伍長
発令年月日並記せられ度	
氏名	[redacted]
死亡区分	病死
確度	甲
死亡場所	チタ地区ブカ第[illegible]収容所
確度	甲
死亡年月日時	昭和二十一年一月二十日二十一時
確度（月日・時間）	
死亡病名	死亡前数日ヨリ赤痢トナリ病状次第ニ悪下 栄養失調トナリテ死亡ス
死亡者本籍地當該者	[redacted]

右現認ス

昭和二十三年五月六日

元所属部隊 満洲第七五八〇部隊

現住所 [redacted]

元官等 陸軍伍長

氏名印 [redacted]

[illegible]

15-11

[redacted]第一兵站課分

船名　昭和　年　月　日　上陸地要港

死亡者覚書

調製者の所属部隊	朝鮮第一九五飛大隊
留守担当者氏名・死亡者との関係	陸軍工業夫 [redacted]
調製者の住所	[redacted]
所属部隊（死亡時所属部隊）	朝鮮第一九五飛大
年	一年八
氏名	[redacted]
死亡区分	病死
死亡者の本籍地（留守担当者の住所氏名）	[redacted]
死亡年月日時刻	昭和21.1
死亡場所	スマトラ
死亡事由	下痢ニ依リ
遺骨遺留品の状況	不明
確度	乙
確度決定の理由	[redacted]

23-11

139

項目	記入
所属部隊	関有ホ二航軍司
通称号	
階級 兵種	兵技官等級
死亡前	大尉
死亡後	少佐
氏名	ながり [redacted] 年 月 日生
本籍地	[redacted]
留守担当者 住所続柄氏名	父 [redacted] 本籍地に仝じ
死亡年月日	昭二十一年二月一日 確度 甲
死亡場所	孟山区收容所の分所（[illegible]） 確度 甲
死亡区分	病死 確度 甲
死亡事由（傷病名）	肺結核兼発疹チフス
遺骨遺留品	同收容所に埋葬

由 [illegible]

隣室にて死去せしことを聞き葬儀に参列す

右現（確）認する

昭和二三年十二月十日

旧所属部隊 三四一〇二 鉄道四連隊

旧官等級 大尉

死亡者との関係 戦友

現住所 [redacted]

氏名及捺印 [redacted]

整理 [illegible] 31.2.6

119-12

死亡者覚書

所属部隊	八紘通
官等	少尉
氏名	[redacted]
区分	死亡
事由	赤痢
場所	[illegible]四収 九分
年月日	21.2.4
程度	甲
認定理由（見聞）	自認
本籍地（官等氏名 住所氏名）	[redacted]
遺骨遺留品	埋葬 [illegible]

證明者	
部隊號	揚家[illegible]
[illegible]	[redacted]
官等氏名	少尉 [redacted]

戰歿者確認(證明)書

一、死歿者所屬部隊名(通稱號) 隼第一六六七四部隊(214飛大)

一、徵集年 昭十六 役種 現役 兵種 歩兵

一、官等(死歿前) 上等兵 (死歿後)

一、氏名 [redacted] [redacted]年[redacted]月[redacted]日生

一、死歿場所 シベリヤ沿海州スーチャン收容所

一、死亡區分竝ニ事由 寒氣ニ堪へず給養給與の悪きため榮養失調ニ依リ死亡せり

一、死歿年月日時間 昭和21年2月10日 時不明 時

一、死歿者本籍地留守擔當者 [redacted]

右確認(證明)ス

昭和22年6月2日

文 [redacted]

元所屬部隊名 隼第一六六七四部隊

現住所 [redacted]

元官等級 陸軍兵長

氏名印 [redacted]

宛先 [redacted]

[redacted] 地方世話部 [illegible]係 [illegible]

註 死亡事由、場所ハナルベククワシク特ニ終戰後ノ死亡ハ、明細ニ生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲクワシクオ知ラセ下サイ

11-12

1970

(高)

戦時死亡者現認証明書

所属部隊	
死亡 年月日時	昭21.2.上
場所	トランスバール
区分	
事由	栄養失調症
遺骨(遺留品)	
現認 役種兵種	現
官等級 死亡前	
官等級 死亡後	
氏名	[redacted]
年月日生	
本籍地	[redacted]
留守担当者 氏名	[redacted]

右現認ス

現住所

所属部隊 [redacted]

官等級氏名 海軍…陸軍伍長

上陸地名

上陸月日 [redacted]

調製上ノ注意

一 所属部隊ハ補充部隊名ヲモ判明ノ程度記入ノコト

二 死亡欄ハ業務ノ限リ詳細ニ特ニ事由(傷病名)及上陸地方面ニ於テ逃亡病ナル其他参考資料等併セ記入ノコト記載多キ場合ハ別紙添付記入ノコト(留守業務局ニ於テ手続ノ場合其ノ月日記入ノコト)

三 遺骨(遺留品)欄ハ「有無」有ル場合ハ何処ニアリヤ(現地上陸地方面留守宅等記入ノコト)

四 認印ヲ忘レヌコト

五 同一人ニ対シ二部調製ノコト

19-12

1971

死亡者

個有部隊名 朝鮮第九八七六部隊

通稱號 [redacted]

徴集年 昭和十六年

役兵種 現役

官等級 第一乙種航空通信兵

氏名 [redacted]

留守担當者 陸軍伍長

續柄 父

死亡前官等級 陸軍兵長

遺骨有無 無シ

遺留品有無 無シ

15-12

死亡後官等級　陸軍伍長

死亡者履歴

昭和三年三月廿日 [redacted] 高等小學 15-13
校ヲ卒業後 [redacted] 工場ニ入社
昭和十六年徴兵検査ヲ受ケ現役ニ編入
検査ノ結果第二乙種ト決定昭和十七年七月十六日
航空通信兵トシテ山梨ニ入隊後三重県中部第
一三八部隊 [redacted] 隊ニ入隊
朝鮮龍山第九八七六部隊 [redacted] 隊ニ轉屬後
右部隊ニ置キ中支派遣武昌第一六四一部隊ニ轉出
中支方面ニ於ケル警備勤務ニ従事ス
後中支ヨリ本隊朝鮮龍山第九八七六部隊 [redacted] 隊ニ
復帰ス終戦ト同時ニ朝鮮ヨリ輸送物船ニ乗船
（昭和二十年十月廿六日）昭和二十一年一月元旦ウラジオ港着
此處ニ一週間位滞在一月七日頃乗船ノ輸送物船）

1973

最終學校名

卒業年月日　昭和三年三月二十四日

[redacted]高等小學校

途ニ一ヲ口附近ニテ結氷ノタメ下船此處ニ於テ直チニ重勞働（十時間）ニ服務セル内二百五日赤痢ト決定牛當ヲモ甲非ナク二百十五日九時戰病死ス

15-14

1974

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 右ニ同ジ

所屬部隊 朝鮮軍第九八六部隊

陸軍伍長 [redacted]

[redacted] 年 月 日生

一、死亡日時 昭和二十一年二月十五日

一、死亡場所 シベリヤ、タゴウベン、クリクシヤ收容所

一、死亡區分 戰病死

一、病名 赤痢

一、死亡狀況

15-15

1975

右現認ス

昭和二十二年三月十五日

現認者現住所

元所屬部隊

[redacted]

北支派遣 衣第二三五〇部隊

氏名

15-16

1976

死者ト現認者ノ關係

15-17

1977

一、昭和[illegible]

混成部隊トシテ行動ヲ共ニセリ

一、仝年一月九日ウラヂオ港着リ（ココニ一週間）

一、仝年一月十六日朝ウラヂオ港出航途中ワニ港附近ニテ下船（〇下四五度・結氷ダ）徒歩ニテ二百キロ目的地ノサウゴウベンクリクシヤ收容所ニ着キ同所ニテ重労働（百時間）一同コロ五月中旬マデ作業ニ従ス其間死者ト行動ヲ共ニシ病死ノ最後マデ見送リ続経円向キオナシタ現認者ハ一行中唯一人ノ僧侶デアッタ所以デアル

右ノ通リ現認ス

元竹鷹部隊

現認者 [redacted] 住所

北支派遣衣第二三五〇部隊 [redacted]

兵長 [redacted]

15-18

1978

戦死公報

[redacted] 君同期生ニテ昭和一九年四月大刀洗陸軍
飛行学校ヘ分一期陸軍少尉幹部候補生トシテ入校
同年九月該課程ヲ了シ航空軍ノ練習飛行団
ニ属シ終戦ニ際シ比島ニ於テ米軍航空隊ニ
対シ教育中停戦トナリ昭和二〇年十月
二復員セシ処リピン、アムール湖、ブラゴエチェンスク市
ムヒナ収容所ニ収容セラレアリシガ昭和二十一年二月
十五日同所ニ於テ栄養失調トナリ死亡セリ、仍テ
同君ノ功労ヲ表彰シ同君ノ死ヲ確認シ
タル遺品物等持参セシ昭和二十三年一月七日復員
致候ニ付此段御通申候也

昭和二十三年二月二十六日

[redacted]

1999

現認證明書

本籍地 [redacted]

所屬部隊 固有名 関東軍一本一固定通信隊
通稱號 満七五八。部隊

陸軍伍長 [redacted]

右ノ者昭和二一年一月十六日 六時 〇〇分
ソ聯ナヲ州ブラゴヤ收容所ニ於テ榮養失調症ニヨリ戰病死シタルヲ現認ス

昭和二二年 六月 十五日

所屬部隊 元関東軍兵籍調査班
官等級氏名 陸軍々曹 [redacted]
現住所 [redacted]

6-12

1980

現認証明書

本籍地 [redacted]

現住所

所属部隊 アルタイスカヤ収容所

階等氏名 死亡前 死亡後 [redacted]

一 役種、兵種、年次

一 死亡年月日時 昭21.2.21

一 死亡場所 アルタイスカヤ収容所

一 死亡区分 病死

一 死亡事由又は病名発病月日及現認事 熱発

一 遺骨の有無 （収容所ニ埋ル）

一 遺族 現住所 続柄 氏名

右相違無きことを証明する

昭和 年 月 日

現住所

所属部隊 才一戦補充馬廠

現認者 官等氏名 陸[illegible][illegible] [redacted]

2204

9-12

1981

死亡證書

本籍地 [redacted]

原隊 第十一教育飛行隊

陸軍伍長 [redacted]

右ノ者昭和二十年十二月二十五日午前七時二十分

ソ聯邦沿海州ナホトカ町ニ於テ急性肺炎ニテ

死亡ス

右證明ス

昭和二十五年二月二十五日

第二十五練成飛行隊

陸軍々医少尉 [redacted]

趙定榮

陸軍

1982

事實（現認）證明書

所屬部隊　固有部隊名　満洲国（ハイラル航空隊）

通稱號名

官等級氏名（死亡前）　陸軍[illegible] [redacted]

本籍地 [redacted]

現住所　右ニ同

右ノ者昭和貳拾壹年　貳月　貳拾六日　午前八時　参拾分

ソヴエト國ロフトフカ收容所ニ於テ　病死シタルコトヲ證明ス

昭和貳拾貳年　貳月　貳拾八日

固有部隊名　第十九野戦貨物廠

通稱號名　満洲第九〇〇〇部隊

本籍地 [redacted]

官等級氏名印　[illegible] [redacted]

22.

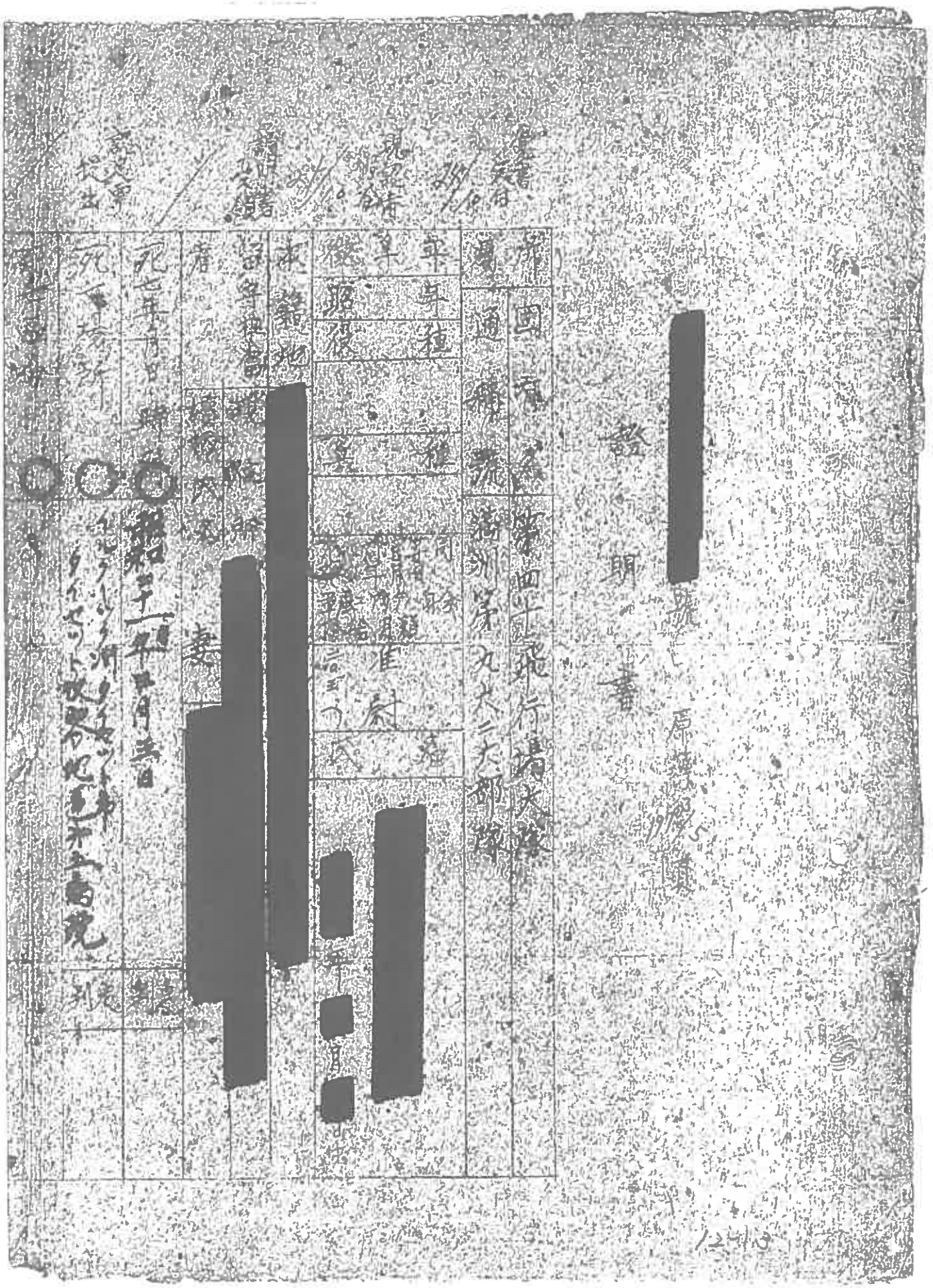

1984

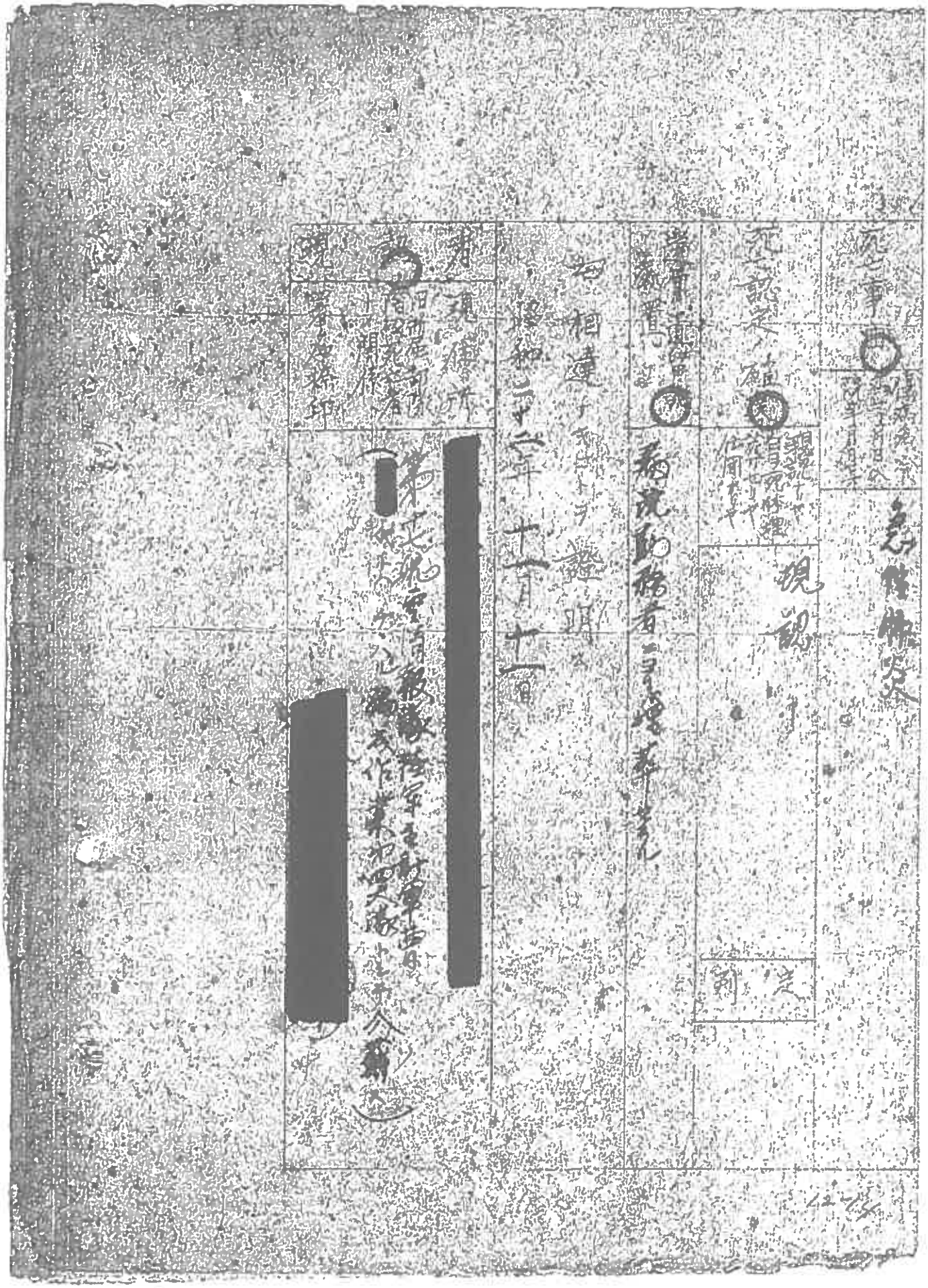

1985

死亡現認證明書

死殁者

- 所属部隊：第五七飛行場大隊
- 本籍地：[redacted]
- 死亡時階級：一等兵
- 遺骨遺留品：ナシ
- 氏名：[redacted]
- 死亡年月日時：昭和21.3.4
- 死亡区分：戦病死
- 死亡場所：シベリヤ トランスバーリン
- 傷病名：栄養失調症兼凍傷

現認事由

昭和二十一年三月四日トランスバーリン収容所より患者として後送の際戦病死せることを聞知したり

證明年月日

右の通り證明する
（昭和二十三年三月十八日）

現認者

- 所属部隊：第五七飛行場大隊
- 本籍地：[redacted]
- 現住所：本に同じ
- 階級氏名：[redacted]

記載上の注意

一、本證明書は留守部隊に於て記載する事
一、死殁者の階級は死亡当時の階級を記載する事
一、傷病名の欄には戦死の時は戦死、戦病死の時は病名を記載し[illegible]
と記入する事
一、現認事由欄は詳細に記載する事
一、證明書は現認者氏名の處に捺印する事

九．二十八

[illegible]	[illegible]	二十三師 大行動 独立歩兵部隊 [illegible]	上等兵 兵長 [illegible] [redacted]
[illegible]	[illegible]	[redacted]	
[illegible]	[illegible]	支 [redacted]	
死亡年月日		昭和二十一 [illegible] 三 [illegible] 十	
死亡場所		スーイナヤン日本人捕虜病院	認定者 調
死亡区分		戦病 昭和二十一年一月二十日	
入院		入院 昭和二十一年二月二十日	

19 [illegible]

死亡ヲ日本人捕虜病院ヨリ今隊ニ通知アリタリ

スーイナヤン

[illegible] 十日 [illegible] 部隊ニ悪し

6 [illegible]

[illegible]

部隊	[illegible]	[illegible] 部隊	[illegible]	[redacted]

11-11

1987

31-13

1988

現認証明書

死亡者 本籍	[redacted]
所属部隊	満洲第三三〇部隊[redacted]隊
身分	軍属
死亡時官等級	雇員
氏名 生年月日	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生
死亡年月日時	昭和21.3.18
死亡場所	ソ連邦テルマ地区 第一収容所
病名	戦病死

現認証明者	
現住所	本人原籍地
続柄	兄
氏名	[redacted]

死亡時ノ状況

昭和二十一年三月一日テルマ病院ニ入院、同日テルマ第一収容所ニ転院、同月十五日頃[redacted]氏死亡ノ旨ニ聞ク、病ハ呼吸困難ノ状況ニ直ニ書ニ、三月十八日朝方

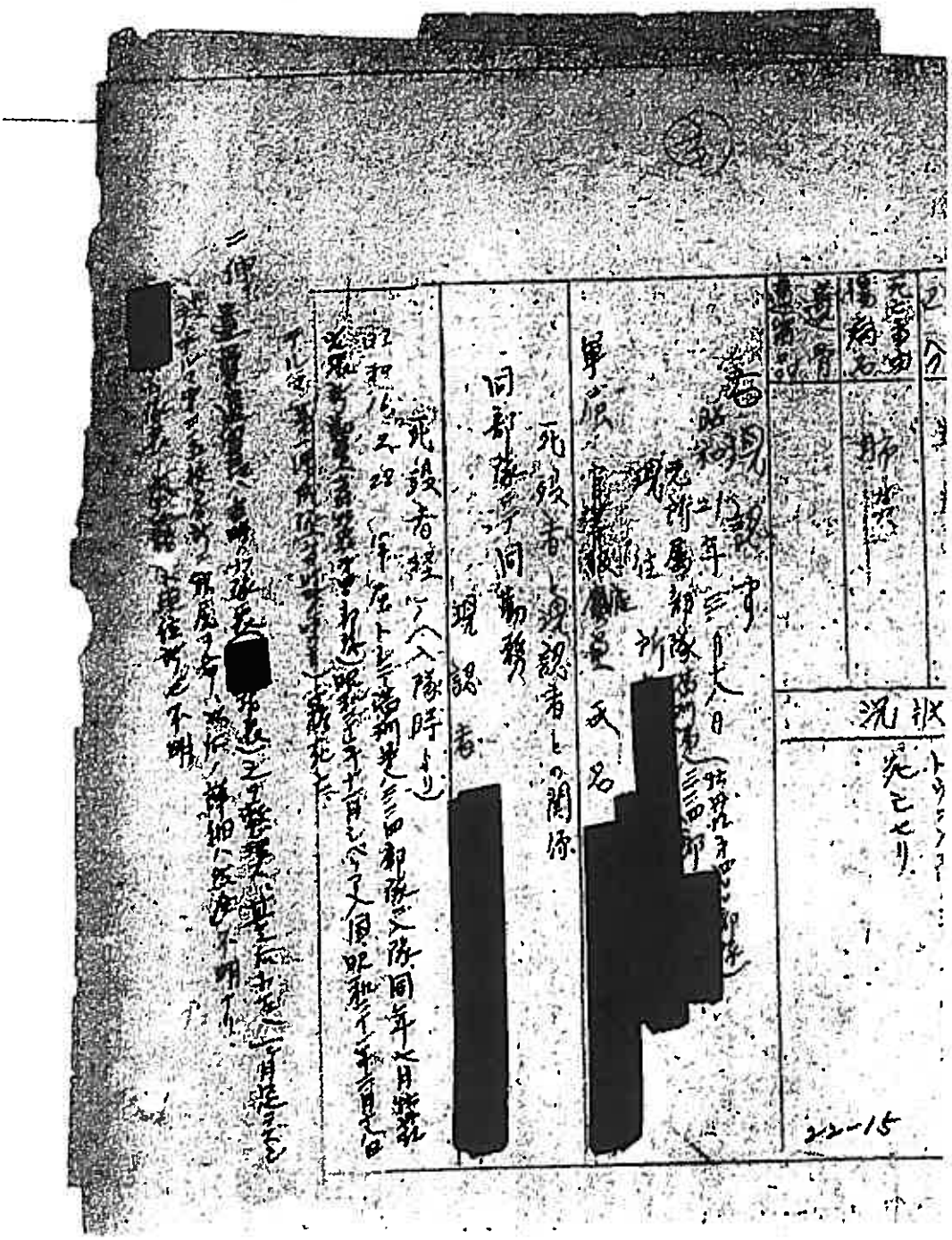

1990

現認証明書

一、本籍地
　現住所
　所属部隊　[redacted]

一、官等氏名　陸軍　死亡当時　兵長

一、服役種年次

一、死亡年月日時　昭21.3.21

一、死亡場所　[redacted]

一、死亡区分　病死

一、死亡事由及作戦名　発病月日及現認事由　下痢

一、遺骨の有無　有（収容所にあり）

一、遺族現住所氏名

右相違無きことを証明す

昭和　年　月　日　現住所　[redacted]

現認者　所属部隊　[redacted]

官等氏名　陸軍　[redacted]

[redacted]　年　月　日生

2201

13-11

1991

24 [illegible]

別紙様式第一

事務担任者印	局 部	課	課

地方世話部

死亡者覚書

調製者	
部隊號	第一八〇中隊四小隊
官氏名	一等兵 [redacted]
歸郷先	[redacted]
所属部隊	[illegible]
官等	一等[illegible]
氏名	[redacted]
區分	病死
事由	胸膜
場所	病院
年月日	21/3/22
確度	乙
確度決定理由	戦友証言
本籍地（留守担当者住所氏名）	[redacted] 以下不明
遺骨遺留品	戦友保持歸国

24-10

死亡事実（現認）証明書　昭和二十三年七月十七日調製　10-11

所属部隊	留守名	三二六飛行場大隊	階級	死亡前	上等兵
	通称号	第一六六七六部隊		死亡後	〃
			氏名生年月日	[redacted]	
本籍地		[redacted]			
留守担当者	現住所	〃			
	続柄	父	氏名	[redacted]	
死亡年月日時		昭和二一年三月下旬　時　分			
死亡場所		シベリア、スーチャン地区ドラゴー収容所	病名	栄養失調？	
死亡状況及現認者ノ発病年月日					

一、資料（不要の分は消して下さい）

~~一、死亡時目撃現認~~

~~一、死亡を他人より聞いた~~

一、死亡を他人より聞いた（伝聞の場合は[illegible]）

一、遺体は埋葬（土葬）した（埋葬地等）
シベリア、スーチャン（ホ地区）ドラゴー収容所裏山

~~一、[illegible]の場合は[illegible]書いて下さい~~　[illegible]者が有る場合

一、本人と報告者との関係

~~一、報告者が[illegible]の場合は[illegible]年月日等~~

一、其の他参考とすべき事項

現認者	所属部隊階級氏名	[redacted]
	帰郷先	[redacted]

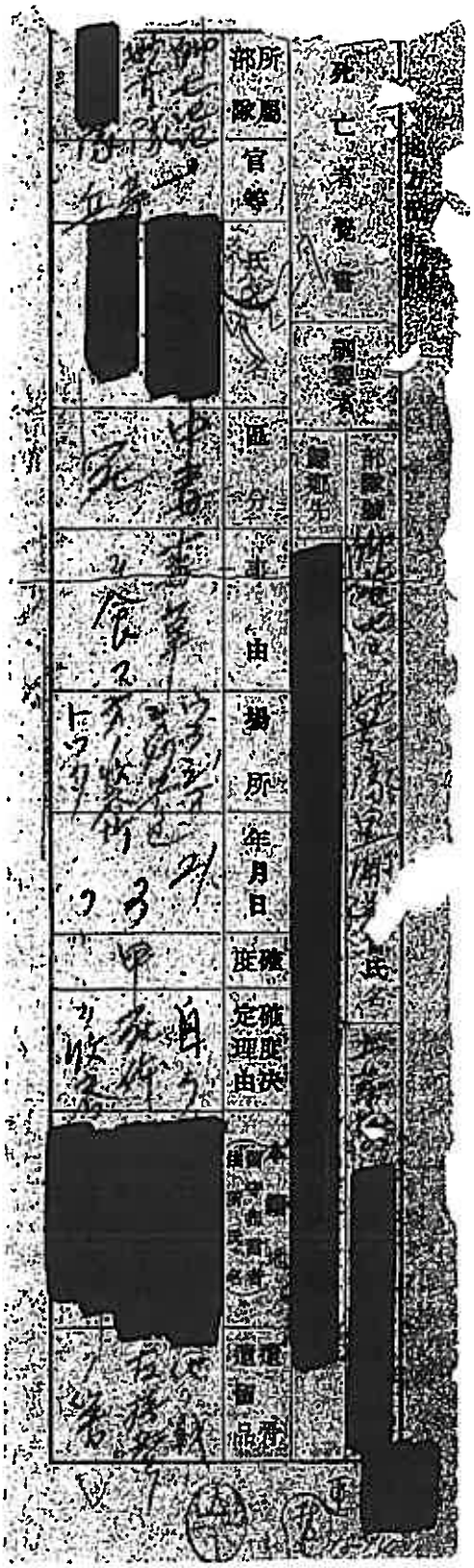

1994

死亡(認定)証明書 昭和二十 [illegible] 七 [illegible] 二十 [illegible]

部隊	固有名	[illegible]	階級	死亡前	[illegible]	氏名	[redacted]
	通称号	満洲第八三四部隊		死亡後	[illegible]		生年月日 不明
本籍地		[redacted]					
留守担当者	住所	本籍地ニ同ジ					
	続柄	長男	氏名	[redacted] ([illegible])			
死亡年月日時		昭和二十 [illegible] 年 [illegible] 月 / 日 / 時 / 頃					
死亡場所		[illegible]					
死亡状況及死因		[illegible] 死亡ス					

[illegible]

一 死亡者自分ガ現認 [illegible]

~~一 [illegible]~~

~~一 [illegible]~~

一 死体ノ埋葬 [illegible]

[illegible]

一 遺骨、遺品ノ状況 [illegible]

[redacted]

[illegible]

一 死亡者ノ [illegible] 年月日等

一 其ノ他参考トナル [illegible] 事項

証明者	部隊	満洲第八三四部隊	階級氏名	[illegible]	[redacted]
	現住所	[redacted]			

（陸）・海・邦

死亡現認證明書

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。（※及び裏面の各欄は記載に及びません）

所属（所轄）部隊又は職域名	固有 独歩31大隊 通称 春2931
細部所属	
地区局面	※ 地区ホ8884病院 プラゴエシチエンスク
役種	二國
兵種	歩
死亡時の階級（又は職名職業）	一
氏名	[redacted]
年月日生	[redacted]
女 / 男	男

死亡者

開戦時の住所（在留地）	
本籍地	[redacted]
区分	内
容	
発病時期	※
発病場所	※
死亡区分	※ 戦病死
死亡日時	昭和21年4月15日夕方
死亡場所	ソ連アムール州プラゴエシチエンスク他ホ8884病院E病棟五号室
死亡非由（傷病名）	※ 病死 栄養失調症
遺骨及び遺骸の処理	現地埋葬
遺留品の処理	なし

資料提供者

死亡を知つた方法：自ら死体現認

死亡者との関係：勤務者 令病院

現住所：[redacted]

所属（所轄）部隊（職域）：123師 輜重隊

階級（職名）氏名：陸軍 矢長 [redacted]

留守担当者

現住所：[redacted]

氏名：続柄（妻）[redacted]

死亡当時の状況及び参考資料

本名は昭21年1月頃プラゴエ地区分析不明が栄養のため当病院に入院して、来てすぐにE病棟に入った。そこで本名は漸次衰弱をしていたが昭21年4月頃から病状が悪化し、遂に昭21年4月15日夕方手当のかいもなく死亡しました。

死亡後は死体を廊下に一時安置したうえ、昭21年4月下旬頃同病院から約4粁地点の日本人墓地へ丁重に埋葬した。

1996

1997

現認証明書

陸軍伍長 [redacted]

本籍地 [redacted]

氏名 陸軍伍長 [redacted]

生年月日 [redacted]年[redacted]月[redacted]日生

所属部隊 陸上勤務第九十中隊（満州第四〇九九部隊）

死亡年月日 昭和二十一年四月二十九日 午前五時

死亡場所 シベリヤ、タタ州ソ連国立病院（名称不明）

死亡区分 腎臓病 栄養失調

死亡経過 昭和二十一年三月十三日 ソ連日本軍人捕虜収容所内病院に入院（前記病気の為）し昭和二十一年四月十日 シベリヤ タタ州ソ連国立病院に転送せられ治療養生に務めたるも昭和二十一年四月二十九日午前五時遂に昇天す

右の事実現認す

昭和二十三年四月七日

陸軍上等兵 [redacted]

[redacted] 地方世話部

43-12

1998

死亡確認書

所属部隊	死亡年月日	死亡場所及死因区分	兵種	官等級	氏名	留守担当者住所氏名	遺骨遺留品有無
独混二〇一六部隊 野戦兵器一〇七部隊	21.6.17	ボタフ地区、ボタフ 病死	兵	上	小木信夫	本籍 青森市浦町字橋本一五 現住所 同 妻 小木 紗子	遺骨、遺髪、遺品 ナシ、
第八野戦航空補給廠 八三二九部隊、	21.3.26 ?	ウズベック共和国 タシケント州地区 コカントン病院	航空兵	准尉	[redacted]	[redacted]	なし

確認資料の参考

（記）一、昭和二十年十月二十三日ボタフ地区ボタフ収容所に入所 鉱山作業中 同二十一年三月十日頃発病、右収容所医務室に入室加療中の処同年三月二十五日死亡したることを確認す。 病名は発疹チフス 死体は自ら埋葬す

（例）戦 ソ軍と交戦中 昭和二十年八月十四日「アルシヤン」北方五粁の地点に於て腹部貫通銃創に依り戦死せる事を確認す 死体は中隊が右地点に埋葬す

（死体の処理状況を明記して下さい）

昭和二十一年一月二十五日ベグワード第四収容所に入所 土工作業に従事せしが同二十一年十二月頃より急性肺炎に罹りますます重態となり二十二年四月頃まで医務室に入室せしが快復見込なし 五月十六日コカントン病院に入院、入院後一ケ月たらずで死亡したる事を確認す 病名は急性肺炎より結核に（肺結核兼急性肺炎） 死体は解剖後埋葬す

確認者	
所属部隊	[redacted] 第八五二部隊
現住所	[redacted]
官等	兵
氏名	[redacted] 印

注意 確認者欄の捺印をお忘れなく

18-11

資料提供者 [redacted]

[redacted]

(七月二十三日 [illegible] 全文)

[redacted]殿は去る一日[illegible]アメリカ収容所に於て[illegible]られました 昭和二十二年一

一月であつたか、又は三月であつたか[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[redacted]殿も[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible][redacted]殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible][redacted]殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible][redacted]殿[illegible]

[illegible]

[redacted]

発言年月日は　昭和二十二年[illegible]月[illegible]日[illegible]

場所は　[illegible]

語者は　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月[illegible]日

[redacted]

[illegible]

死亡現認（事実）証明書

調製年月日　昭和22年12月2?日

部隊名 個有名	平壌航空廠
本籍地	[redacted]
通称名	
階級（死亡前）	少尉
氏名	[redacted]
死亡月日	昭和21年6月1日4時10分
死亡場所	カザン地区エラブカ　第九十七収容所病院
死亡事由 状況 経緯	○何々戦斗にて交戦中頭部貫通にて何日何時戦死、砲弾破片にて戦死。 ○何々収容所にて作業に従事栄養失調の為何月何日入院、何月何日何時病状悪化、何月何日何時遂に死亡。 ○病名、受傷個所詳しく。 一、入院の日時は承知しないが　エラブカ収容所Bに於て入院中　昭和二十一年六月一日四時十分死亡 二、病名　結核
死体遺品の処置	○どこに自分が埋葬した○戦場に放置した。○遺品は誰が持ってゐる。○ソ軍に引上られた。 エラブカ日本人墓地に埋葬す　遺髪は同部隊の戦友[redacted]出身少尉[redacted]氏が持って帰るとして保管してゐた。
死亡者との関係	○入隊以来同部隊○同年兵にて同分隊○同収容所にて戦友○死亡者の上官、部下。 エラブカ収容所（第九十七）日本人墓地管理係として当度事務室に勤務し同所に於ける死没者のお世話をしてゐた。
死亡事実現認の動機	○同分隊にて戦斗中戦死を見た、○同収容所にて病死を見た○埋葬を見た 平壌航空廠関係者と共に新しく会し告別式を行ひ埋葬を見送した。

右死亡の事実を現認（証明）す。

所属部隊　朝鮮二四三部隊

現認者住所 [redacted]

階級　少尉

氏名 [redacted]

◎氏名下に捺印をお忘れな

2002

覚書

昭和二二年 九月 二日 調製 [redacted] 民生部世話課

帰還者の所属部隊	固有名	停ニ〇六六大
	通称号	一四七〇
本籍	[redacted]	
現住所	〃	
階級	上	
氏名	[redacted]	

残留（死没者の状況）

所属部隊名	[redacted] 六五七〇大隊
氏名	[redacted]
生死の状況	月日 二〇、一二、／三時、二〇分 クラスノヤルスク 病死
決定理由	埋葬
確度	甲

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

2003

死亡推定とする根拠資料

所属 10航測　細部所属(行動時) 3航測班　死亡推定場所 カリムスカヤ　病死　階級 二　氏名 [redacted]

一、生死不明になった当時の状況

1、本名は奉天第二作業大隊に属してソ連チタ地区チン収容所に入ソし、その後第六分所に移り、昭和二十一年五月ごろ、栄養失調症のため極度に衰弱してカリムスカヤ病院に入院し、その後死亡したことを、同隊で同じ収容所の上官・[redacted]が証言している。

2、当時第六分所においては作業が強行され、体力低下による死亡者が多発した状況から考え本名の死亡は確実と思われる。

二、判決

以上のとおり本名は昭和二十一年六月　日ソ連　チタ　州チタ　地区カリムスカヤ病院において栄養失調症により戦病死したものと推定される。

昭和 39年 8月 8日　厚生省引揚援護局未帰還調査部長

要図

一 要図示地区全般概況図〜チタ地区参照

57-13

2004

死亡確認申告書　昭和二三年　月　日

所属団体名
部隊名通称号

例　第二基地第十大隊　地方第十二大隊　武ナ〇二三九部隊

満州河里
野戦大隊
外不明

昭和二年十一月十六日　11 2 11　S1.7.10

死亡場所
区分

戦死　病死　死亡
ルソン島　メバンリ附近

地区　ナタ　第六収容所
スセ　カ　ガ　ムタ判　ガ　生

階級
（下士）
伍長
兵長

上等兵
兵長

工兵
木村米一

下士
[redacted]

遺族本籍地及現住所
氏名

青森市大町七丁目五
青森市浦町字橋本一二
妻　木村　妙子

[redacted]

遺骨、遺品
品ノ有無

遺骨なし
遺留品なし

遺骨なし
遺留品なし

確認資料参考

昭和十九年十一月四日内地ヨリ比島ハ諸進タハッリト附近ニ上陸シ、十二月十一日頭部貫通銃創ヲ受ケ戦死セリ
一、死体ハ中隊ニ於テ埋葬セシ

昭和二十一年十二月四日、小川隊収容所病院ニ入院同十日死亡セリ
死体ハ同収容所埋葬場ニ埋葬セリ
遺留品ハ残留セル大隊長保管セリ

現認者
所属部隊　[illegible]部隊
官等　[redacted]
現住所
[redacted]

◎印欄ニ付キ記載スルコト、尚確認資料欄ハ出来ル限リ詳細ニ記入スルコト、
病死ノ場合ハ病名、入院場所、其他詳細ニ記入スルコト

16-12

2005

47-11

53

前略 誠に恐縮ですが
左記事項御教示、折返送賜り度御願ひ致します。
昭和23年12月2日
[redacted] 殿に對する
[redacted] 民生局世話部航空船舶班 殿

本籍地	[redacted]		
氏名	[redacted]	生年月日	[redacted] 年 生
所属部隊名	8航通	通称號	協一六、六〇八
区分 / 記事	照会	回答	
死亡日時	昭20.8.19 (推定)	昭21.8.7. 20.00 (見)	
死亡場所	比島ルソン島 (推定)	大ク地区外6收容所 (見)	
死亡区分	戦病死 (見)	戦病死 (見)	
死亡ノ事由	(マラリヤ)	急性腸炎	
公報年月日	昭20.1.11	[illegible] 5 [illegible]	
[illegible]	[illegible]	生長	
遺留品	[illegible]	十夕	收容所にあり

履歴 年月日	記事	年月日	記事
[illegible]	[illegible]	昭和十六年	入営
[illegible]	[illegible]	満洲 新京	[illegible]
[illegible]	マニラ 上陸		

備考 一、前記の場合は[illegible]年月日を記入して下さい

照会者 住所 氏名	[redacted] 印
照会者記載事項	協一六、六〇八 部隊、[redacted]

21

中 波 放 送

2006

ヌミ

死亡者票

項目	記入
所属 固有名	歩十三 … 大隊
所属 通称号	
徴集（任官）役種兵種 死亡前官等 同発令年月日 氏名 生年月日	昭17年 現役 一等兵 [redacted] 年 月 日生
本籍地	[redacted]
留守担当者 現住所	右仝
留守担当者 続柄氏名	右 二男
死亡年月日	二十一年八月十四日
死亡事由 傷病名	ロクマク
程度	甲
死亡場所	ハマ 病院
遺留品の処置 年月日	
履歴 年月日 記事	昭十九、八、三十一 入営 … 大隊
備考	
調製者 住所氏名	[redacted]
調製者 部隊名	満州 二六八〇四

28-12

2007

[redacted]

地方武装部隊所属死亡者調査書 [redacted] 事務所

調製者	所属部隊 部隊号 徐州市八三四一部隊
所属部隊	[redacted]
官氏名	准尉 [redacted]
所属部隊	徐州市八三四一部隊
官	[illegible]
氏名	[redacted]
死亡事由	戦死 [illegible]
場所	徐州 [illegible] 付近
年月日	12.8.15
確度	甲
確度決定理由	[illegible]
本籍地 (留守担当者)	[redacted]
遺骨	[redacted]

本書ハ二部作成シ 一部ハ [illegible] 書之

35
19-13

2008

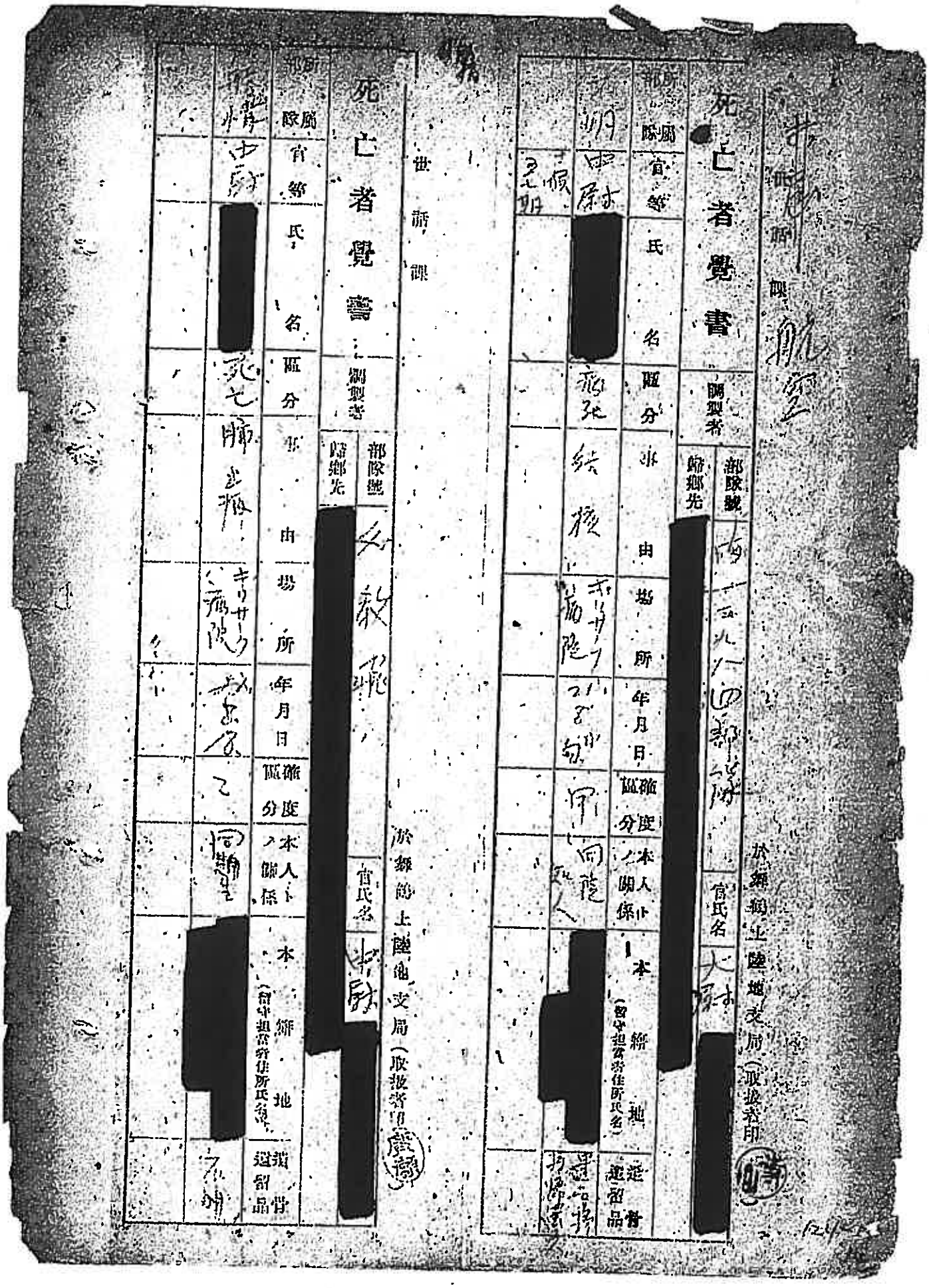

死亡者覺書

所屬部隊官等氏名 | 區分 | 軍人由場所年月日 | 確度本人ト關係 | 本籍地 | 遺骨遺留品

關係者 | 部隊號 | 歸鄉先 | 官氏名

於錦鍋山陸地支局（取扱者印）

世話課

死亡者覺書

所屬部隊官等氏名 | 區分 | 軍人由場所年月日 | 確度本人ト關係 | 本籍地 | 遺骨遺留品

關係者 | 部隊號 | 歸鄉先 | 官氏名

於錦鍋山陸地支局（取扱者印）

2009

死亡現認証明書

昭和廿一年六月二日調製 [illegible]

死没者	
所属部隊（固有名／通称号）	
本籍地	[redacted]
死亡前の階級	
氏名	[redacted]
遺骨遺留品	
死亡場所	ツホロミ山ノ病院　甲
死亡年月日	昭和21年5月27日　甲
死亡区分	焼死　甲
受傷箇所	全身
病名	火傷
発病年月日	昭和21年5月26日

現認事由
右炭殻運搬作業中クズレテ来タ火をかぶり全身火傷ヲスル 直チニ自動車ニテ病院ニ搬運ビ手当ヲスルモ翌日病院ニ於テ死亡ス

記載上の注意
一、現認事由は当時の情況を詳載に記入する
一、本証明書は三部作製する
一、階級は必ず死亡当時を記載する
一、死亡区分戦死の時は受傷箇所を戦病死のときは病名、発病年月日を記載する
一、死亡場所、死亡区分、死亡年月日の確否区分は確示時は甲、概ね確実なるときは乙、疑がはしきものは丙とその下に記載する

証明者	
元所属部隊	第九鉄道監部
本籍地	[redacted]
現住所	右同
階級氏名	伍長 [redacted]
氏名の下に必ず捺印する	

20-10

海支 留守業務課

官氏名 陸軍 等兵 [redacted]

第六六八六部隊

[redacted]

部隊

陸軍 等兵

[redacted]

病死

赤痢

病院

21.9.25

[redacted]

不明

27-4

2011

右ハ誠ニ恐縮ですが
左記事項御教示御返送賜り度御願ひ致します
昭和22年12月2日
[redacted] 殿に対する
[redacted]
民生局世話課 [illegible]空船舶班 [redacted]

45-12

殿

1407

◎

究明資料票	
本籍地	[redacted]
氏名	[redacted] 生年月日 [redacted] 日生
部隊固有名	〃 [redacted] 部隊 暁 [redacted] 久〃
記事	例
死亡日時	昭21.9.15 (2)
死亡場所	ニューギニア トスカヤ (2)
死亡区分	戦病死 (2)
死亡事由	脚気
発病年月日	[illegible]
死亡時階級	上等兵
遺留品	なし

履歴 年月日	記事
昭 18.4.1	[illegible]
昭 19.7.1	[illegible]
昭 19.7.10	[illegible]

一、徴集年 ……
二、役種 ……
三、兵（歩兵、輜重兵、飛行兵、通信兵等） ……

備考

所属部隊名・氏名・担当者	[redacted] ㊞
現住所・記載者・記入官等・氏名	[redacted] 部隊 [illegible] [redacted]

中

波

放

送

2012

[redacted]君ノ戸丁ニ就テ

昭18．4．1 固有名稱 第一航空軍第四航空教育隊入隊

昭18．7．至昭19．1．30 所屬部隊名不明（右ハ満洲所在ノ部隊不明ナレドモ飛行場大隊ニ非ズト想像ス）

昭19．1．30 固有名第十一飛行場大隊（通稱満第一一六一六部隊）

昭20．7． 航空部隊ノ一部編成替ノタメ他部隊ヘ転屬

間モナク停戦

昭20．11月～12月 ソ聯邦イルクーツク洲タイセット市管区ノ収容所
ニ入所（本人ヨリ聴取）

昭21．4月 ソ聯邦イルクーツク洲タイセット市管区ニテーブルスカヤ
第三病院第三マルブス（病棟）ニ入院（浸性胸膜炎ノ為）

昭21．8月17日 恢復状態ニナリ独歩、日光浴等ノ軽微歩行許可
（昭二十一年四月ヨリ同年十月十七日マデハ現認）

昭21．9．15 入院以来前線勤務セル上等兵大迫ヨリ腸結核ニテ

[illegible]遺物ナシ

又遺骨ハ同部隊ニ於テ埋葬セシ遺骨ハ同部隊ニ安置

セル由、

徴集年　昭和十六年徴集、

役種　現役、第一補充兵、何レナルカ記憶ナシ

兵種　飛行兵、(電気工手)

[illegible]

[redacted]

兵長 [illegible]

K5-1

2014

現認證明書

本籍地 [redacted]

故陸軍上等兵 [redacted]

右の者は、ソ連領オンドルガ收容所にて各種労役に従事中、昭和二十一年九月十七日「赤痢」にり、患し同所で療養中のところ、昭和二十一年九月二十三日同疾病に因り死亡したものであることを證明するなお死亡當時の狀況は、左のとおりである。

記

現認者は、死亡者と同收容所に於て日常起居を共にし、終戰前私は故 [redacted] 氏の分隊長として、軍務に服していた関係から一層親密な間柄でなお同様に他の現認者 [redacted] 氏とも終始行動を共にしていたものであります。死亡者の當時の狀況は [redacted] 氏の証明書記載内容と全く同一であり、發病前の苦役は実に筆舌以上のも

41-12

2015

のがあり、連日の作業で身心共に極度の疲労を來したことが遂に病魔に対する抵抗力を失ったものと思はれるのであります。

私は本人發病のときから常にその症狀を見守って、作業の暇に時折病室にこれを見舞い激勵に努めましたが、現地の医療施設の狀況と、ソ連側の誠意のない加療等も原因して遂に昭和二十一年九月二十三日死亡したものでありまして、かゝる狀況下に死亡してゆく同胞は毎日絶えないような悲慘なものでありました。

死亡狀況については現にこれを認めており、以上の如く、日常の重労働に起因したものであることを重ねて附記します。

右証明する。

昭和二十九年七月　日

現認者　（住所）

（階級、氏名）　主計軍曹

41-13

2016

寫

現認證明書

本籍地 [redacted]

故 陸軍上等兵 [redacted]

右の者は、ソ連領オントルガ収容所にて労役に従事中、昭和二十一年九月十七日赤痢にり患し、同所にて療養中昭和二十一年九月二十三日同疾病に因り死亡したことを現認しており、ここに証明する

（なお死亡當時の細部状況は別紙付属書申立のとおり）

別紙付属書類添付無

昭和三十九年二月十五日

現認者 [redacted]

41-14

2017

寫

現認證明書

本籍地 [redacted]

故 陸軍上等兵 [redacted]

オンドル収容所とあるは「ブカチャ支所」の分所である。

41-15

オンドルが収容所にて労役に従事中、昭和二十一年九月十七日「赤痢」により患し、同所にて療養中昭和二十一年九月二十三日同疾病に因り死亡したことを現認しており、ここに証明する

（なお死亡當時の細部狀況は別紙付属書申立のとおり）

昭和二十九年二月十五日

現認者 [redacted]

別紙付属書類添付省略

41-14

2018

死亡者確認證明書

一、死亡者所属部隊名 固有名 第五六対空無線隊
通称号 第一九一五四部隊
一、徴集年（任官年） 役種 補兵 昭和十八年徴集
一、死亡者本籍地 [redacted]
一、官等級（發令年月日） 死亡前職業 軍兵（發令年月日 昭〇、三、一） 死亡後職業
一、氏名 [redacted]
一、死亡年月日時刻 死亡區分 昭和二十一年 九月二十五日 午 時 分 戰病死
一、死亡場所 シベリア、ソヴガワニー
一、死亡經由（戰傷病死に至りては傷病名並び受傷又は發病年月日入院年月日並び前後の狀況） 昭二十一年九月三十日発病入院 昭二十一年九月三十五日死亡（中耳炎より腦に進行す）
一、携帯遺留品の狀況 シベリア、ソヴガワニ才五收容所保管
右確認證明す

死亡者所属部隊名 第一九一五四部隊
現住所
元官等級氏名 元軍曹 [redacted]
死亡年月日並場所 昭和二十二年 八月二十日 舞鶴 上陸

2019

死亡事実（現認）証明書

所属部隊	[redacted]
本籍地	[redacted]
階級 氏名	[redacted]
生年月日	二一年 九月
死亡場所	スーチナ十二病院
死亡年月日	昭和二十年九月中旬 昭和二十一年六月下旬
参考資料（不要の分は消すこと）	

死亡を見た人の証言 中支 [redacted]（未帰還）

死体の埋葬（火葬）の有無（其の場所等）

スーチナ十二病院墓地

参考事項 遺骨遺品の状況（有無 有る場合は其の所在…）

不明

死亡者と証言者との関係

同じ病院に入院せし戦友

1947 … 1949.2.27 … 19 8 … 20 1 …

其の他

所属部隊	風一八九一八部隊
階級	兵長
氏名	[redacted]

31/9 …

14-11

2020

送放波中

49-11

前略 誠に恐縮ですが [redacted] 殿に対する
左記事項御教示、御返送賜り度御願い致します。

昭和 年 月 日

[redacted] 殿

民生局世話課航空船舶班 [redacted]

100

究明資料票

本籍地	[redacted]		
氏名	[redacted]	生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
部隊固有名	満山航空隊	通称號	威一六九八〇
区分 / 記入例	例		
死亡日時	昭和19.6.10 (例)	昭和20.10.5 (乙) ([illegible]より通信)	
死亡場所	ルソン島[illegible] (例)	[illegible]収容部[illegible] (乙)	
死亡区分	戦病死 (例)	戦病死 … (乙)	
死亡の事由	(マラリア)	栄養失調	
死亡確認年月日	昭和20.6.10	[illegible] 5	
死亡時の状況	[illegible]	同上	
遺留品 遺骨	[illegible]	[illegible]あり	

経歴 年月日	記事
昭和19.3.25	マニラ上陸
昭和19.3.1	門司出発
昭和19.1.15	[illegible]
昭和19.6.1	[illegible]入隊

備考	一、補充の場合は必ず補充年月日を記入して下さい 昭19.6.15 補充
留守担当者、現住所、続柄、氏名	[redacted] 父 [redacted] (印)
現認者、記載者部隊、官等、氏名	[redacted] (印)

部隊 兵長 [redacted]

世話課

於舞鶴上陸地支局（取扱者　印）

部隊號	朝鮮平壌航空廠
官氏名	上等兵 [redacted]
歸郷先	[redacted]

調製者

死亡者覺書

所屬部隊	朝鮮平壌航空廠	空0813
官等	兵長	
氏名	[redacted]	
區分	死亡	
事由	栄養失調	
場所	ラコシロフヨリ入院途中自動車中ニテ	
年月日	21/10/10	
確度區分	乙	
本人トノ關係	元同中隊	
本籍地（留守擔當者住所氏名）	[redacted]	
遺骨遺留品	不明	

37-12

陸(circled)・海・邦

死亡現認証明書

死亡者

所属（所轄）部隊又は職域名
固有：独歩三一大隊
通称：春2981

細部所属：中〆

地区局面：※ブラゴエ

役種兵種：現 歩

死亡時の階級（又は職名）：伍

氏名：[redacted]

[redacted]年[redacted]月[redacted]日生

女 男（circled）

開戦時の住所（在留地）：

本籍地：[redacted]

区分：内 容

発病時期：昭和二十一年八月頃 ※乙

発病場所：ブラゴエ地区 ※甲

死亡区分：※戦病死 ※甲

死亡日時：昭和二十一年十一月十五日 ※甲

死亡場所：ブラゴエ地区八八八病院 ※甲

死亡事由（傷病名）：戦争栄養失調症 ※甲

遺骨及び遺髪の処理：現地埋葬

遺留品の処理：なし

留守担当者
現住所：[redacted]
氏名：[redacted]
続柄（母）

死亡当時の状況及び参考資料
入ソ途中戦傷による破傷風のため八八八病院に入院、其の後衰弱甚しく栄養失調になり、重症患者室（E病棟）において死亡した。

[redacted]死亡位置図

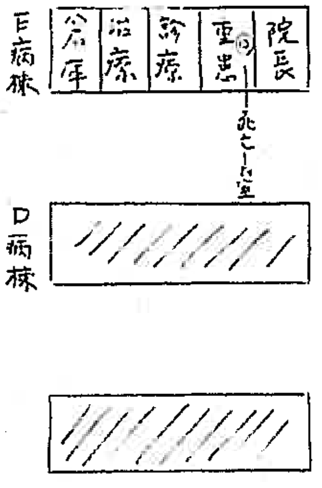

資料提供者

死亡を知った方法：死体を処理す 死亡現認

死亡者との関係：同病院衛生勤務員と入院患者

所属（所轄）部隊（職域）：一三 陳飛

現住所：[redacted]

階級（職名）氏名：衛生兵長 [redacted]

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。（※及び裏面の各欄は記載に及びません）

2023

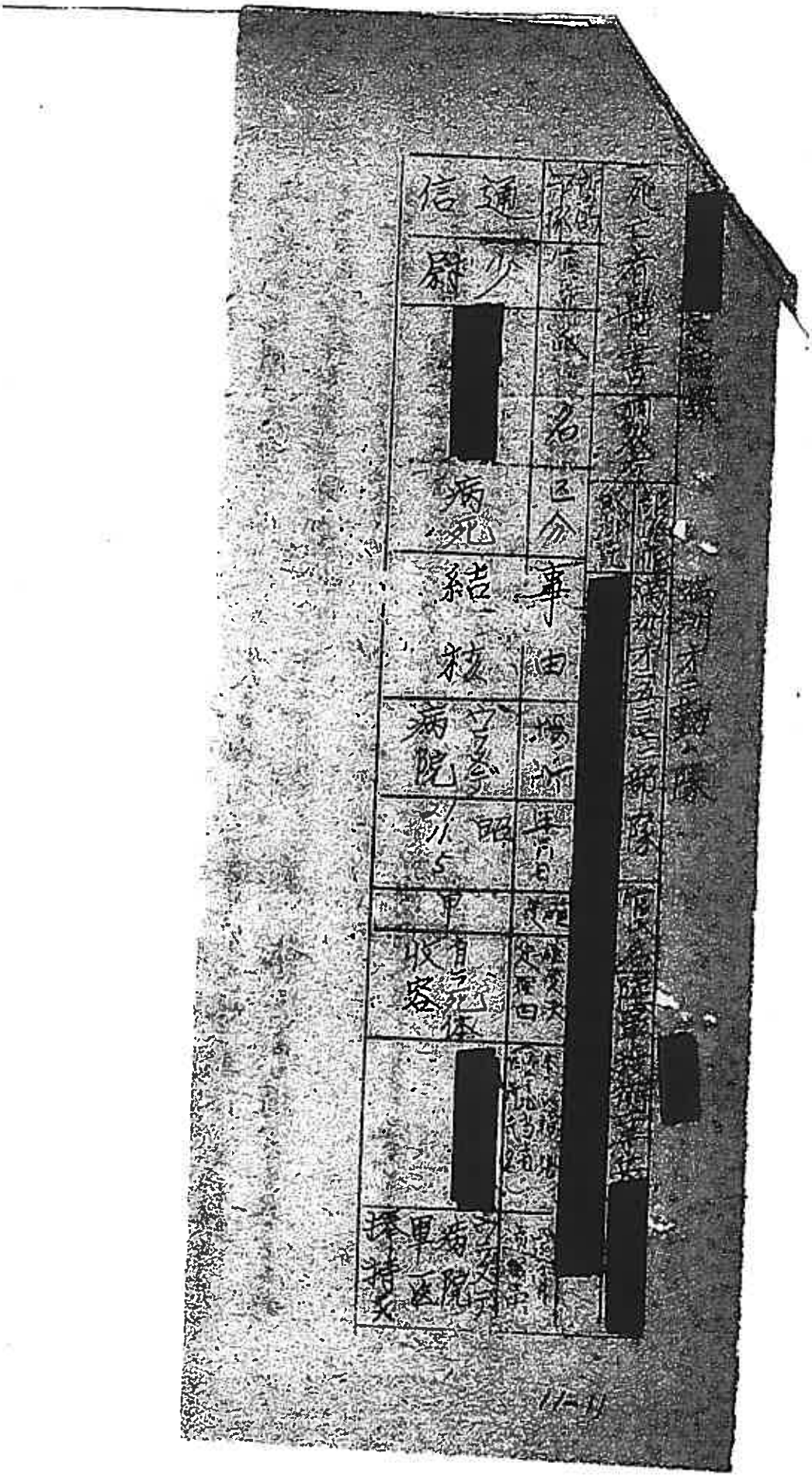

2024

現認証明書

本籍地	[redacted]
所属部隊	満洲第三航空情報聯隊（第八三六五部隊）[redacted]隊
兵種官等級氏名	飛行兵 陸軍兵長 [redacted]
発病 場所	中央アジヤタシケント収容所第六分哨
発病 年月日	昭和二十一年十月
傷病死名	心臓麻痺
死亡場所	中央アジヤタシケント収容所第六分哨
死亡区分	病死
死亡年月日	昭和二十一年十一月
摘要	

右確認したる事を証明す

昭和二十二年十二月十六日

現認者

現住所 [redacted]

所属部隊 満洲第三航空情報聯隊

氏名 [redacted]

43-12

貴職ニ懸ル[illegible] [redacted] 殿ニ對スル
左記事項ヲ教示相[illegible]度所願ヒ致します
昭和二十五年 八月 [illegible]
[illegible]幹人殿
[redacted] 地方局[illegible]課 第二[illegible]班

本籍	[redacted]	
氏名	[redacted]	大正[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
部隊名	第十五 陸軍病院	通稱號 豊 一七六六五
區分 / 記事	記	例
死亡日時	昭和21.12.26	(甲)
死亡場所	ハバロフスク州 [illegible]	(甲)
死亡ノ原因	戦病死	(甲)
傷病名	胸部疾患	
[illegible]	昭和21.10.20	
[illegible]	[illegible] 中尉	
[illegible]	[illegible]	
略歴	年月日	記事
[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]年(昭和[illegible]年) [illegible] 昭和五年
[illegible](昭和[illegible]年)[illegible] 補任
[illegible]) [illegible] 補[illegible]

備考	
[illegible]	[redacted] 印
[illegible]	[redacted] 印

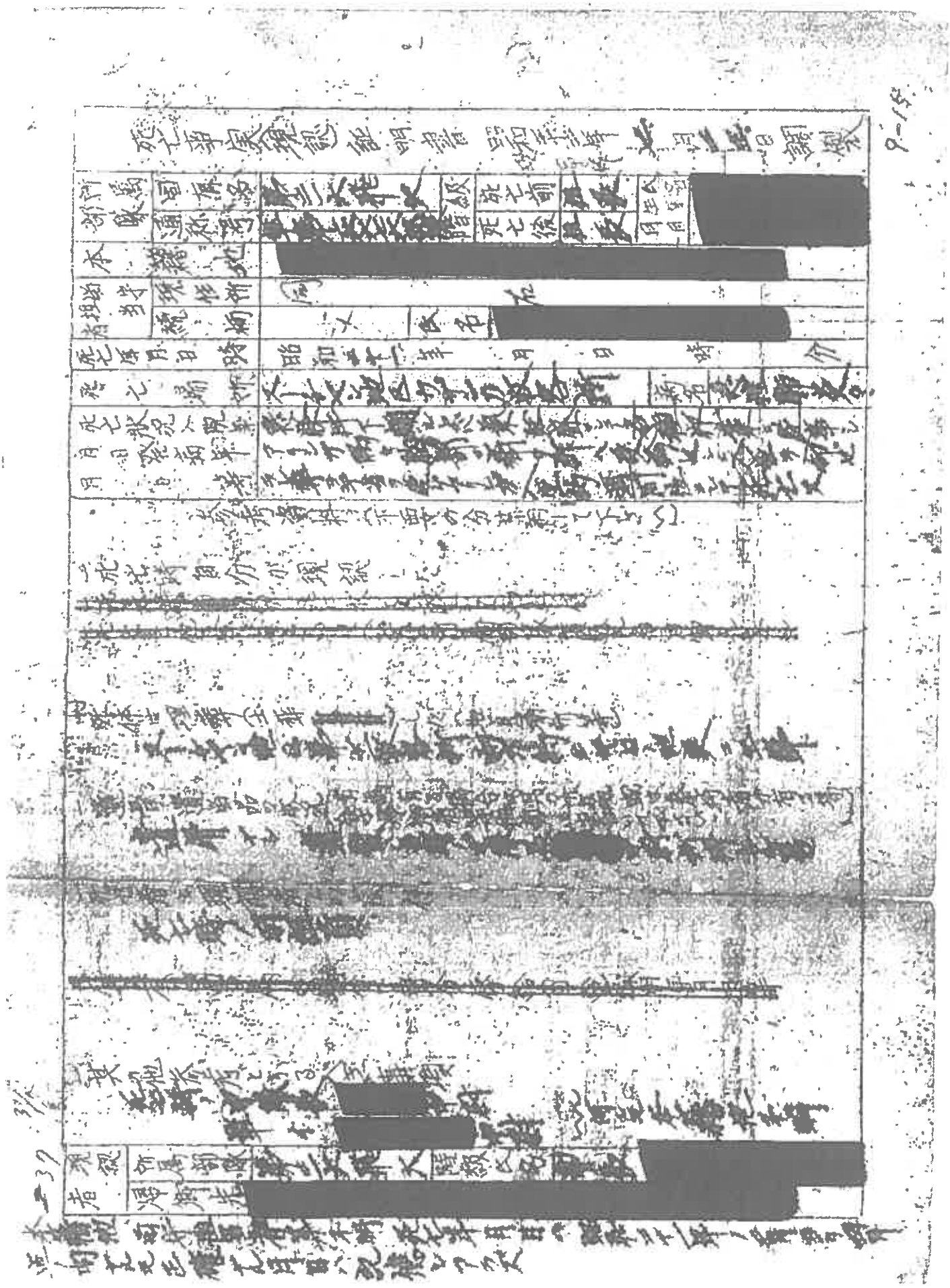

661

死亡事実（確認）証明書　昭和二十三年10月6日　調製

所属道府名	平壌航空廠	階級 死亡前	上等兵
部隊通称号		階級 死亡後	
氏名 生年月日	[redacted]		
本籍地	[redacted]		
留守担当者 現住所	同右		
留守担当者 続柄	父	氏名	[redacted]
死亡年月日時	昭和22年1月26日21時15分		
死亡場所	ウラジオストック市ウラ〇〇病院	病名	急性肺炎
発病入院年月日	発病 昭和22年1月21日午後 悪寒 熱発 / 入院 昭和22年1月22日朝 病名決定 送院		

参考資料（不要の分は消して下さい）

~~死亡時目撃者の所属部隊…~~

一、死亡を他人より聞いた（他人の所属部隊階級氏名 姉崎光吉）
病院ニ於テ死亡セル事ガソ連側ヨリ収容所医務室ニ通報アリ。尚ソノ後送院患者確メ月日時刻ヲ明確ナラシム

一、死体の埋葬（土葬、火葬）の有無（地点略図）
ウラジオストック市共同墓地内　抑留邦人墓地ニ土葬ノ事ト思フ

一、遺骨遺品の状況（有無、有る場合は其の所在地又は誰が持っているかを書いて下さい）
本人入院ノ際装具全部携行セシ故　ウラジオ市ウラ〇
病院ニ保管ヲ置シアルモノト想像サル

一、参考者と確認者との関係
死亡者ハ小隊長（昭和21年1月ヨリ）

~~…~~

一、其の他参考となるべき事柄

確認者 所属部隊	満州一三九二四部隊	階級氏名	衛生部甲種幹部候補生 [redacted]
住所	御先 [redacted]		

15-11

現認證明書

民生部世話課

所属部隊		死亡当時の状況		死亡者との関係	
本籍地					
戦役					
兵種					
死亡年月日時	昭和二十年 月 日 時 分	死亡場所			
死亡区分		死亡事由			
留守宅住所		親権氏名			

右現認證明致します

昭和 年 月 日

現認者			
本籍		遺骨、遺留品の有無	
現住所			
所属部隊			
官等氏名			

2029

戦死者お知らせ

一、本籍 [redacted]

一、現住所 右ニ同

一、部隊号 タシケント第五收容所

官等級 陸軍少尉 [redacted]

右の者死亡についてお知らせ致します 私は [redacted] 君と起居を共にして居た者であります [redacted] 君は昭和二十二年一月二十七日タシケント病院に入院して診談の結果 ケッカク性ノウマクエンと判明致し昭和二十二年二月十一日死亡致しました

大隊葬 タシケント第五收容所に於て 葬儀は昭和二十二年二月二十一日に行こないました

此の大隊葬の日より四名がお骨を御預り致して昭和二十二年

石の通りでありますから宜敷御取計り願ひ度くお知
申致します
昭和三十年十月三十日
本籍地 [redacted]
現住所 右に同じ
[redacted]
県教育民生部
第一世話課長殿

後藤紙店特製

認定重複求

昭和[illegible]年[illegible]月14日
死亡認定不充分

死亡證明書

要項	記載事項
一、死没者の本籍地、留守担当者続柄氏名	[redacted] 父 [redacted]
二、死没者の所属部隊、死亡当時の官等級、氏名（各名には「フリガナ」を附けられたい）	イ、所属部隊（イ、個有名 満州第二航空通信聯隊 ロ、通称名 満州第八三六二部隊） ロ、官等氏名 陸軍兵長 [redacted]
三、死亡年月日時（記憶が確実でないときはその旨付記すること）	昭和二十二年三月九日
四、死亡場所（成るべく詳細に）	アムール州クビブシフ病院
五、死没の原因 イ、戦病死の場合は何によって何[illegible] ロ、戦傷死[illegible]何[illegible] [illegible]の役[illegible]	急性肺炎

昭和[illegible]年三月十日 [illegible]

11-13

入院中ニ於ケル任務ナシ	復員戦友ヲ拝訪ス		
入営当時ヨリ戦友			

右相違ナキコトヲ證明スル

昭和二十二年五月五日

現住所

元所属部隊官等氏名 [redacted] 隊 陸軍兵長

印

右復員者ノ證明ニ相違ナキコトヲ證明ス

昭和二十二年四月 [redacted]

[redacted] 印

2033

海・邦　死亡~~現認~~確認　証明書

項目	内容
所属（所轄）固有部隊又は職域名称通	第二野航修理廠　羽第八六七
細部所属	
地区局所	チェレンホーボ地区　※ 陸軍病院
役種	現
兵科	歩
死亡時の階級（又は職名等）	上
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]
性別	男
開戦時の住所（在留地）	
本籍地	[redacted]
発病時期	昭和二十二年二月下旬　※甲
発病（入院）場所	ソ連チェレンホーボ地区チマ病院三号室　※甲
死亡区分	隔離病室　※甲
死亡日時	昭和二十二年三月二十日　※甲
死亡場所	領チェレンホーボ地区チマ病院二階隔離病室　※甲
死亡事由（傷病名）	赤痢兼栄養失調　※甲
遺骨及び遺髪の処理	
遺留品の処理	

留守担当者　現住所：本籍ト仝ト　氏名：続柄（父）[redacted]

死亡当時の状況及び参考資料

昭和二十二年二月下旬頃階上三号室より（病室満員のため）の廊下に入院して来た[redacted]米の[redacted]を知った。部隊は異るが同県人で知り合った。当時本人は家へ通信を出したのを見た。入院後も増々下痢はげしく非常に衰弱して三月二十日には遂に隔離病室に移された。以後不明

当時隔離病室に入った者は生きて帰ったものは居なかったと思われる。自分が退院（四月三日）迄には死亡情報は聞いてないが当時の病状から永くはもたなかったと推定される

資料提供者

死亡者を知った方法：

死亡者との関係：同県人　同病院入院者

現住所：[redacted]

所属（所轄）部隊職域：63師団 137大隊 工中隊

階級氏名：[redacted]

46-12

2034

前略　誠ニ恐縮デすが
記事項ヲ設求ヲ返送賜リ度ヲ照ス　殿ニ対する夫
殺ります

昭和　年　月　日

[redacted] 民生局世話課 船舶班

究明資料票

本籍	[redacted]	
氏名	[redacted]	生年月日　年　月　日
部隊固有名	第十五船舶輸送 [redacted]	番号 暁第九八七六
身分	兵	
死亡日時	昭和19.4.30(日)	昭和19.3.?
死亡場所	比島ルソン(島)	南海州ソコガワール(?)(蕨部)
死亡区分	戦病	公病死
死亡ノ事由	(マラリア)	脚気
発病年月日	昭和19.1.?	昭和21.7.1
死亡時階級	上等兵	一等兵
遺骨遺品	遺骨乃遺品送付	ナシ

履歴

年月日	記	年月日	記事
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

階級	
上段	[illegible]
三兵	衛(衛兵・衛兵長・兵長・上等兵)

備考	関東…
留守担当者現住所	印
記載者	[redacted] 印
所属部隊官氏名	暁九八七六部隊 官 [redacted]

2035

死亡現認（確認）証明書

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

項目	記載
留守担当者有無の別	有
所属部隊 固有名	第九飛行場大隊
所属部隊 通称名	翊第一六六九部隊
所属部隊	警中
役種（現役応召）	補
兵種	飛
官（階）等級	上伍
氏名	[redacted]
年月日生	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生
本籍地	[redacted]
現留守担当者住所	右同じ
留守担当者氏名	[redacted] 続柄（妻）

死亡者の資料	記載	資料
死亡日時	昭和二十二年五月二十一日（推定）	※
死亡場所	連ウズベック共和国ロガン病院	※ 甲
傷病名	胃潰瘍	※ 甲
発病時	昭和二十二年三月	※ 甲
死亡区分	病死	※ 甲
遺骨及び遺品の処理	不明	
遺留品	不明	

死亡当時の状況：不明

資料提供者

死亡と知った理由方法：昭和二十二年二月頃発病、当時本人ハ俘虜トシテ連ウズベック共和国タシケント州チルチック収容所内病院ニ入院、同月ロガン病院ニ転送、同病院ニテ死亡セリト知ラセタル者アルモ氏名不明。

本人との関係：本人発病時診療担当医

所属部隊：第十野戦航空修理廠

官氏名：軍医中尉 [redacted]

現住所：[redacted]

※（調製年月日）昭和　年　月　日

※（調製官署）

61-16

2036

陸・海・邦

死亡現認確認証明書

死亡者

- 所属(所轄)部隊又は職域名
  - 固有: 满エ5728
  - 通称: 暁6155
- 細部所属:
- 地区局面: ※
- 開戦時の住所(在留地): [redacted]
- 本籍地: [redacted]
- 区分: 内容
- 発病時期: 22.3.下旬
- 発病場所: ナホトカ780の一分所
- 死亡諸元
  - 死亡区分: ※ 戦病死 ※甲
  - 死亡日時: 22.5 ※乙
  - 死亡場所: ナホトカ590病院第二病棟 ※甲
  - 死亡事由(傷病名): 栄養失調症 ※乙
- 遺骨及び遺骸の処理: ナホトカ病院
- 遺留品の処理:
- 役種: 現
- 兵種: 上
- 死亡時の階級(又は職名奉職): 上?
- 氏名: [redacted] (甲)
- 生年月日: [redacted]年 [redacted]月 [redacted]日生 25
- 男 女

控

留守担当者

- 現住所: 同上
- 氏名: 続柄(兄) [redacted]

死亡当時の状況及び参考資料

22.3下旬入院して来たので長期療養患者として第二病棟に収容したが漸次病勢が悪化したので22.5頃リンゲル注射をしたが薬石効なく遂に死亡された、

本人は長期入院者で氏名本籍に記憶があるもので写真を見れば本人か否かわかると思います

資料提供者

- 死亡を知った方法: 自ら看護した
- 死亡者との関係: 患者と伍長
- 現住所: [redacted]
- 所属所轄部隊職域: 141警大
- 階級(職名)氏名: [redacted]

2037

控

死亡現認(確認)証明書

陸・海・邦

死亡者

項目	内容
所属(所轄)部隊又は職域名 固有	関東軍之 飛空隊
通称	満1680
細部所属	
地区局面	※
役種	同
兵種	飛技
死亡時の階級(又は職名)	一
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
性別	女 (男)
開戦時の住所(在留地)	同左
本籍地	[redacted]
区分	内容
発病時期	昭和22年7月20日頃、入院して来ました ※
発病場所	ソ連ウランウデ地区 ※
死亡区分	※ ※
死亡日時	昭和22年7月28日頃 ※
死亡場所	ウランウデソ連病院 ※
死亡事由(傷病名)	栄失。 ※
遺骨及び遺骸の処理	ウランウデ病院近くに土葬されて居る
遺留品の処理	

留守担当者

現住所	氏名
[redacted]	続柄(父) [redacted]

死亡当時の状況及び参考資料

私がソ連病院外科病棟に入院中私の隣の寝台に入院して来た人があり、私が本籍氏名を聞けば苦しさうで[redacted]と言う者で元[redacted]に勤めて居たと言っただけでした。それから四日目に内科病棟に送られましたので同県出身の懐しさに内科病棟の氏名不明の者に尋ねたら死亡したと聞き、其の後の状況は不明ですがソ連地区に土葬されて居るのは確実です。

資料提供者

死亡を知った方法

氏名 住所 不明の者から聞いた

死亡者との関係

私が逆病院に入院中同じ病棟に入院し四日目に内科病棟に移送されました

所属(所轄)部隊(職域)	現住所
関野貨廠	[redacted]

氏名	階級(職名)
[redacted]	兵長

(…意を見ておいて下さい。(※及び裏面の各欄は記載に及びません)

○

80-11

2038

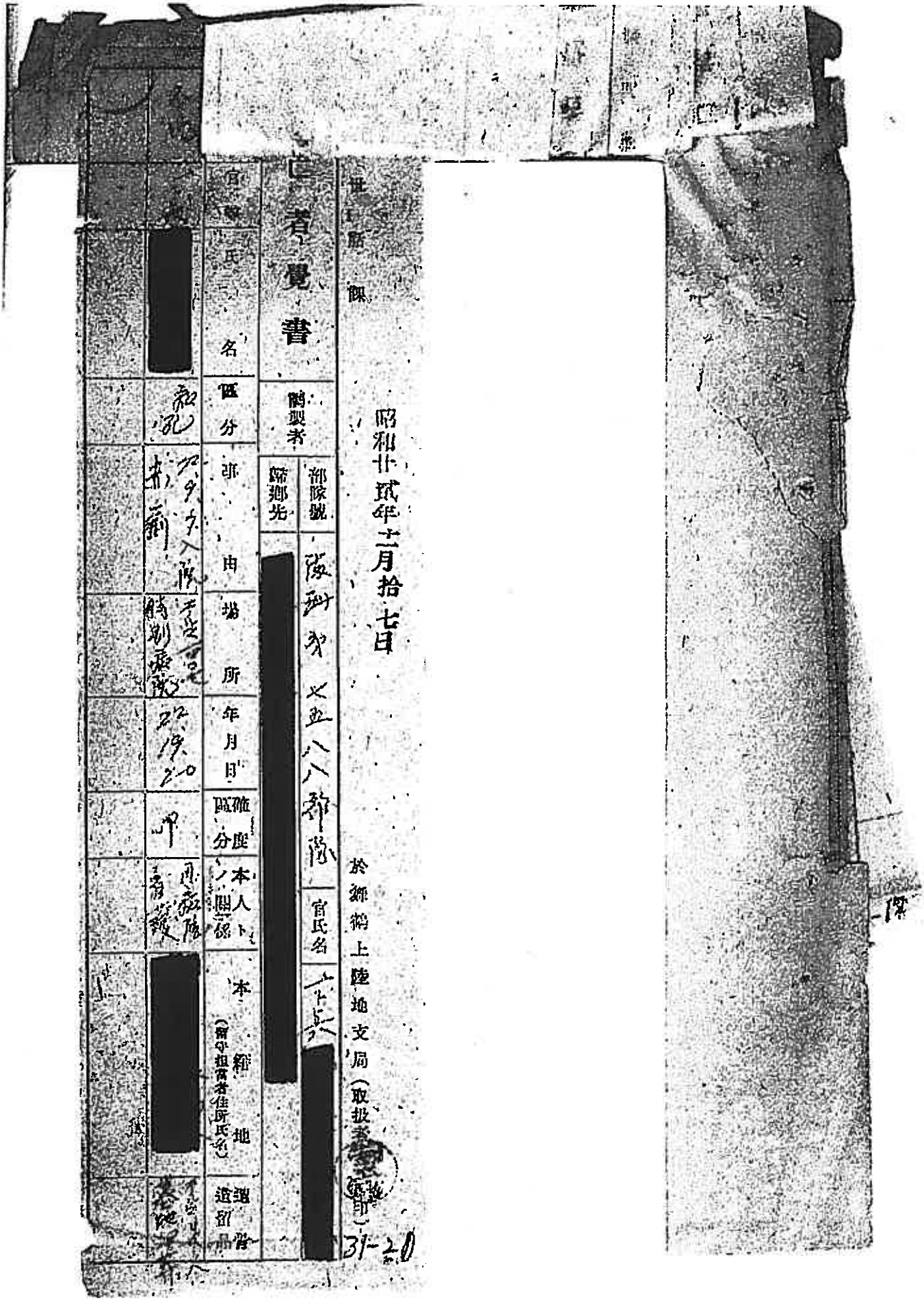

亡者覺書

官等氏名	
區分	調製者
部隊	部隊號
所	歸鄉先
年月日	
確區分	本人トノ關係
本籍地	
遺留品	

昭和十貳年十月拾七日

於鵜鶘上陸地支局（取扱者）

戦死實證明書

本籍地 [redacted]
[redacted]部隊 陸上勤務第九〇中隊（満洲第四〇九部隊）
昭和十九年徴集 上等兵 [redacted]

右の者 昭和二十二年十月十四日ソ聯邦西伯利亜沿海州ナホトカ病院ニ於テ[redacted]ノ為戦病死シタル事ヲ證明ス

（肺結核）

昭和二十三年六月三十日 留守業務部長 [redacted]

96-18

2040

（寫）

死亡現（確）認証明書

裏面記載上の注意を見て書いて下さい（※及び裏面の各欄は記載に及びません又書き方がわからない点がありましたら遠慮なく調査官に聞いて下さい）

死亡者の資料

- **所属部隊**
  - 固有：水勤七六中
  - 通称：暁一二七五八
- **細部所属**：船舶
- **地区局面**：※スーチャン地区 中央病院
- **役種**：予備役
- **兵種**：歩兵
- **死亡時の階級**：准尉
- **氏名**：[redacted]　[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
- **本籍地**：[redacted]
- **都道府県**：[redacted]
- **留守担当者現住所**：[redacted]
- **都道府県**：[redacted]
- **留守担当者**：[redacted]　続柄（妻）

区分	内容	確度
死亡日時	昭和二十二年十一月頃	※乙
死亡場所	スーチャン一三九六病院傳染病棟	※甲
傷病名	肺結核	※甲
発病時	昭和22.8月頃	※甲
死亡区分	戦病死	※甲

- **遺骨及び遺髪の処理**：現地埋葬
- **遺留品の処理**：ない

死亡当時の状況及び参考資料

本人は昭22.8頃肺結核に罹りスーチャン中央病院へ入院したが病勢日増しに悪化し昭22.11頃同病院傳染病棟に於て死亡したことを同病院勤務者（死亡現認）より確かめられた。
写真確認済 [redacted]
当死亡状況の詳細に就ては私の後任の [redacted] 氏に尋ねられ度し
目下左記に勤務して居られる

資料提供者

- **死亡を知った方法**：昭和二十二年九月三十日まで收容所に転属以降秋頃病院関係者から聞いた（死亡現認）
- **死亡者との関係**：入院当初の主治医
- **現住所**：[redacted]
- **所属部隊**：羅師砲兵補充隊
- **階級氏名**：軍医少尉 [redacted]

2041

前略 誠に恐縮ですが
左記事項御教示御返送賜り度御願ひ致します
昭和　年　月　日

[redacted]殿に対する
[redacted]民生局世話課 [illegible]
殿

究明資料要求

本籍地	[redacted]		
氏名	[redacted]	生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
部隊固有名	[redacted]大隊	通称	[illegible]
区分/階級	[illegible]		
死亡日時	昭20.6.14（軍）	昭22.12.23	
死亡場所	[illegible]（軍）	ウズベック共和国[illegible]病院	
死亡区分	戦病死（軍）	戦病死	
死亡事由 病名	[illegible]	[illegible]	
発病年月日	[illegible]	昭22.11.[illegible]	
遺骨	[illegible]	[illegible]	

年月日		記事
昭18.[illegible]	[illegible]	[illegible]入隊
昭18.[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭18.[illegible]	[illegible]	[illegible]

一 徴集 年（徴兵を受けた年）…… 年
二 役 種（現役・第一補充兵・予備役等）…… 役
三 兵 種（歩兵・砲・工兵・輜重兵・通信兵等）…… 兵

備考 自認

現住所
留守担当者
続柄 氏名 印
現認者 氏名
部隊名
[redacted]

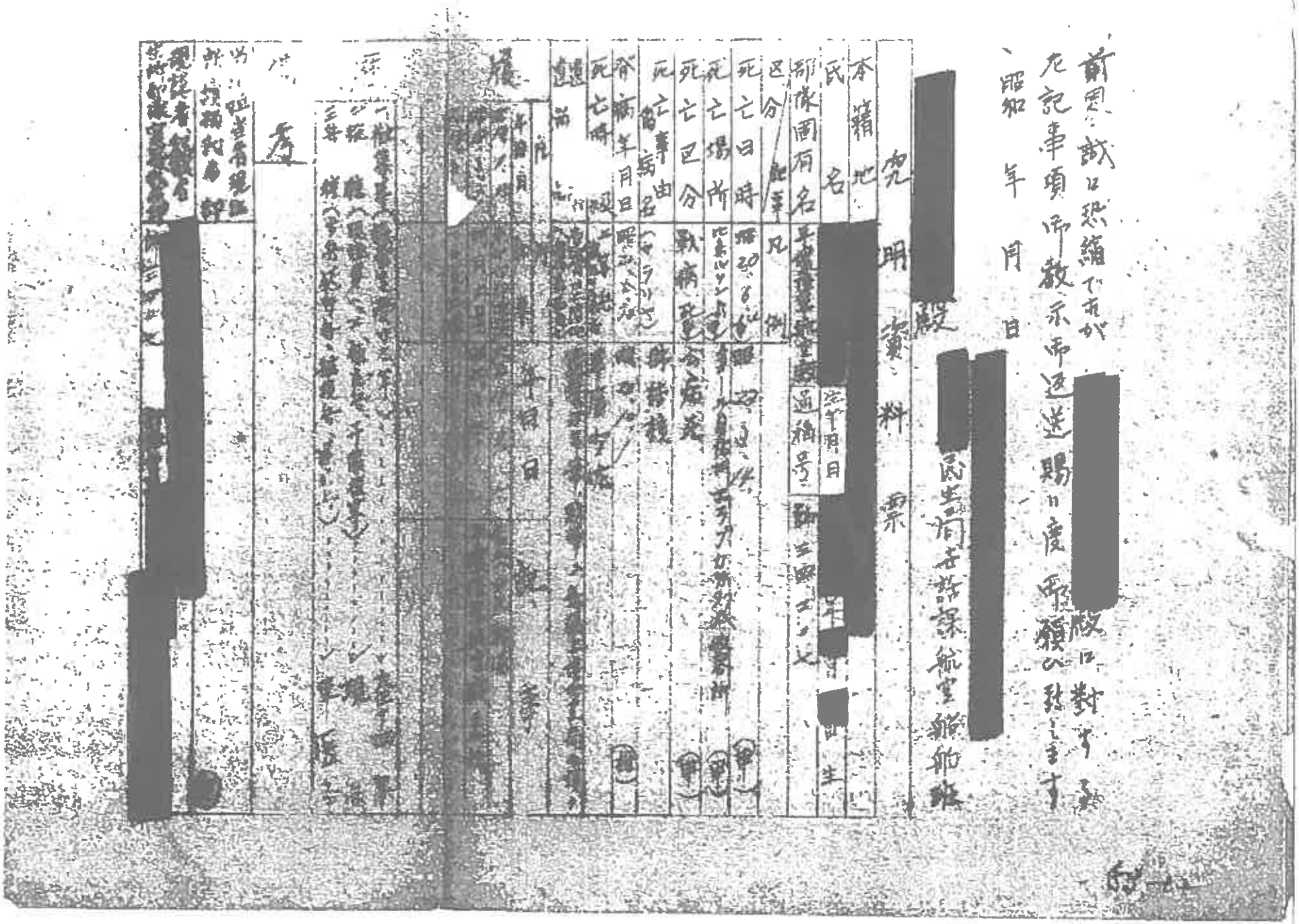

[redacted]

一、資料提供者 [redacted]

二、資料

(イ) [redacted] は [illegible] 中央病院 [illegible]

病棟に [illegible] 入院しました

時 [illegible] 居りました

[illegible] 本人は [illegible]

下痢を [illegible]

(ロ) 右資料 [illegible]

昭和 [illegible] 病棟に [redacted] と同じくなす

[illegible]

[illegible]

[illegible]

が本人は終戦時は手術の後がいたんでいたようでした

それから先生に来てカラガンダストアに来たようでした

私はカラガンダの二分所からカリスの病院に行きそれから中央病院（二週

すれ、カラリ病棟に [redacted] が入っておりました 私と二人一ヶ月位いまし

たが私も様になりまして話しあいませんでした

その内に亡くなりました 年頃は四月頃です （記憶あいまいの為）

三、判定理由 その他

右資料により未復員者 [redacted] は既に死亡したものと推定され

死亡の場所はカラガンダ州カラガンダ中央病院

と判定する

資料提供者に現認証明書調製依頼中

2044

陸・海・邦

死亡現認確認証明書

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。（※及び裏面の各欄は記載に及びません）

所属（所籍）部隊又は職域名	
固有通称	重砲ノ連
細部所属	
地区局面 ※	
役種 / 兵種	
死亡時の階級（又は業職名称）	刷中
名氏	
年 月 日生	
女	

死亡者

開戦時の住所（在留地）	本籍地	区分	発病時期	発病場所	死亡区分	死亡日時	死亡場所	死亡事由（傷病名）	遺骨及び遺骸の処理	遺留品の処理
	[redacted]	内容	※甲 昭和三十年十一月二十日	※甲 ソ連邦イワノボ州ツエレンツ村	※甲 戦病死	※甲 昭和三十一年十一月二十九日午後十時	※甲 ソ連邦イワノボ州ツエレンツ収容所	※甲 栄養失調症兼脳溢血	遺骸	留守宅

死亡当時の状況及び参考資料

留守担当者

名氏	所住現
続柄（妻）	[redacted]

資料提供者

死亡を知つた方法：医師現認

死亡者との関係：

所属（所籍）部隊（職域）	所住現
階級（名職）名氏	[redacted]

2045